改 行 TF. 本文〔略〕

本文〔略〕

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、一般財団法人畜産環境整備機構(以下「環境機構」という。)とする。

第2 事業の内容等

- 1 [略]
- 2 貸付けの対象となる施設の範囲及び借受者の範囲等
- (1) 畜産環境整備リース事業
 - ア 貸付けの対象となる施設等(以下「貸付施設等」という。)の範囲 貸付施設等の範囲は、次に掲げるとおりとし、具体的な貸付施設等は、環境機構が別に定める ものとする。
 - (ア)~(カ) [略]
 - (キ)その他畜産経営の健全な発展を図るために特に必要なものとして、環境機構が別に定める施 設等(以下「特認施設等」という。)
 - イ 借受者の範囲等
 - (ア)貸付けの対象となる者(以下「借受者」という。)は、次に掲げるとおりとする。
 - a 団体等
 - (a) 農業協同組合連合会、農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人であって、農業の 振興を目的とするもの。
 - (b) コントラクター(飼料生産受託組織)、TMRセンター(完全混合飼料の飼料生産組織) を営む者及びその他の飼料生産組織(以下「コントラクター等」という。)並びに堆肥セ ンター
 - b 末端借受者 〔略〕
 - (イ)(ア)のaの(b)のコントラクター等にあっては、次の要件を満たすものとする。
 - a 次の(a)から(i)までのいずれかの組織形態のコントラクター等であること。ただし、 農業者が組織する組織の場合は、農業者が3戸以上で構成されるものとする。
 - (a) 農業協同組合及び農業協同組合連合会
 - (b) 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)
 - (c) 十地改良区
 - (d) 農事組合法人(農業協同組合法第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。)
 - (e)農事組合法人以外の農業生産法人
 - (f)特定農業団体(農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する団体をいう。)
 - (g) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同 組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構がその発行済株式のうち議決権のある

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、財団法人畜産環境整備機構(昭和51年9月16日に財団法人畜産環境整 備リース協会という名称で設立された法人をいう。以下「環境機構」という。)とする。

第2 事業の内容等

- 1 [略]
- 2 貸付けの対象となる施設の範囲及び借受者の範囲等
- (1) 畜産環境整備リース事業
 - ア 貸付けの対象となる施設等(以下「貸付施設等」という。)の範囲 貸付施設等の範囲は、次に掲げるとおりとし、具体的な貸付施設等は、環境機構が別に定める ものとする。

(r) ~ (b) (b) (b)

- (キ) その他飼養管理等のために特に必要なものとして、環境機構が別に定める施設等(以下「特 認施設等」という。)
- イ 借受者の範囲等
- (ア)貸付けの対象となる者(以下「借受者」という。)は、次に掲げるとおりとする。
 - a 団体等

農業協同組合連合会、農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人であって、農業の振 興を目的とするもの。

〔新設〕

b 末端借受者 〔略〕

〔新設〕

株式の総数の過半数を保有しているもの

- (h) 農業(畜産業を含む。以下、この項に同じ。)を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法(平成17年法律第86号。以下同じ。)第575条第1項に規定する持分会社(以下「持分会社」という。)であって、次のiからiiiまでのすべての要件に適合するもの
 - i 農業を主たる事業として営んでいること
 - ii 株式会社にあっては、株主の総数が50人以下であり公開会社(会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。)でなく、かつ、農業を営む個人及び法人がその総株主の議決権の過半数を有していること
 - iii 持分会社にあっては、農業を営む個人が業務を執行する社員の数の過半を占めること
- (i) 農業を営む個人が構成員となっている団体であって、次のiからiiiまでのすべての要件に 適合するもの
 - i 農業を営む個人が直接の主たる構成員であること
 - ii 当該団体の規約が次に掲げる事項のすべてに該当していること
 - (i) 共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性の向上に資する旨の目的 が規定に盛り込まれていること
 - (ii) 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること
 - (iii) 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を 不当に差別していないこと
 - (iv) 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと
 - (v) 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること
 - iii (d)、(e) 又は(h) に掲げる法人となることが見込まれる組織であること
- b 経営の高度化を図る組織として、次の(a)から(c)までのいずれかを満たす組織である こと
- (a) 平成28年度までに経営の法人化を図ることが平成26年度末までに開催される総会の議決 等により確実と見込まれるもの
- (b) 平成 28 年度までに飼料生産受託面積(国産粗飼料増産対策事業実施要綱(平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生畜第 4388 号農林水産事務次官依命通知) 別表の1の(1) から(6) までに定める作業を受託する面積(自ら飼料を販売している組織にあっては飼料生産作業面積)をいう。以下「飼料生産受託面積等」という。) を平成 24 年度又は平成 22 年度から平成 24 年度の3か年の平均と比較して、北海道はおおむね40ha、都府県はおおむね20ha(中山間地域にあっては、北海道はおおむね20ha、都府県はおおむね10ha) 以上拡大することが平成26年度末までに開催される総会の議決等により確実であると見込まれるもの

なお、中山間地域とは、飼料生産受託面積等の過半が以下のiからviiiまでのいずれかに該当する地域をいう。

- i 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成 5年法律第72号)第2条第1項の規定に基づく特定農山村地域
- ii 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村

- iii 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定に基づき公示 された過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を 含む。)
- <u>iv</u> 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対 策実施地域
- v 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対 策実施地域
- vi 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第1号に規定する沖縄
- vii 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島
- vii 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第2条第1項に規定する小笠原 諸島
- (c) その他コントラクター等の経営の高度化に資するものとして、都道府県知事が (b) に掲げるものと同等以上の効果を有すると判断し、環境機構が適当と認めたもの
- (ウ)(ア)のaの(b)の堆肥センターにあっては、次のaからkまでのいずれかの組織形態であること。ただし、農業者が組織する組織の場合は、農業者が3戸以上で構成されるものとする。
 - a 農業協同組合連合会
 - b 農業協同組合
 - c 公社(地方公共団体が出資している法人をいう)
 - d 農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。)
 - e 特定農業団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号第23条第4項に規定する団体をいう。)
 - f その他農業者の組織する団体(代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めが あるものとし、団体を構成する農業者に畜産経営を営む者が含まれるものとする。)
 - g PFI事業者(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づいて選定された民間事業者)
 - h 地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している農林漁業者が組織する 団体が参加する共同事業体
 - i 第3セクター(国又は地方公共団体と民間企業との共同出資によって設立した法人)
 - j 消費生活協同組合(消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)に基づいて設立された法人)
 - k <u>その他都道府県知事が畜産経営に係る環境対策に資するものと判断し、環境機構が適当と</u> 認めたもの

_(エ) 〔略〕

(才) [略]

ウ 〔略〕

(2) 食肉販売等合理化施設整備リース事業

ア [略]

「新設)

<u>(イ)</u> 〔略〕 <u>(ウ)</u> 〔略〕 ウ 〔略〕

(2) 食肉販売等合理化施設整備リース事業

ア 〔略〕

- イ 借受者の範囲
- (ア) アの(ア) 及び(イ)の貸付施設等
 - a 借受者は、次に掲げるとおりとする。
 - $(a) \sim (c)$ [略]
 - (d) 一般社団法人日本畜産副産物協会(以下「副産物協会」という。)。
 - (e) 公益社団法人日本食肉市場卸売協会(以下「市場協会」という。)。

b·c [略]

- (イ) アの(ウ)の貸付施設等
 - a 借受者は、次に掲げるとおりとする。
 - (a)·(b) [略]
 - (c) 公益財団法人日本食肉生産技術開発センター

b 「略)

- (3) [略]
- (4) 堆肥保管施設整備リース事業

ア〔略〕

- イ 借受者の範囲等
- (ア)貸付けの対象となる者(以下「借受者」という。)は、次に掲げるとおりとする。
 - a 団体等
 - (a) 農業協同組合連合会、農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人であって、農業の振興を目的とするもの。
 - (b)(1)のイの(ウ)に規定する堆肥センター
 - b 末端借受者 [略]

(イ)・(ウ) [略]

- (エ) 末端借受者は、次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。
 - a 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」(昭和50年2月13日付け50B第302号農林事務次官依命通知)で規定する「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補塡に関する数量契約(以下「数量契約」という。)の締結について、平成25年度において数量契約を締結し、引き続き平成26年度において数量契約を締結していること。
 - b 新たに平成26年度から数量契約を締結していること。
 - c 平成25年度及び平成26年度のいずれにおいても数量契約を締結していないこと。
 - d 平成<u>25</u>年度において数量契約を締結し、平成<u>26</u>年度において数量契約を締結しなかった場合は、配合飼料の給与を完全に中止していること。

ウ [略]

(5) [略]

3~5 [略]

- イ 借受者の範囲
- (ア) アの(ア) 及び(イ) の貸付施設等
 - a 借受者は、次に掲げるとおりとする。
 - $(a) \sim (c)$ [略]
 - (d) 社団法人日本畜産副産物協会 (昭和53年11月11日に社団法人日本畜産副生物協会という 名称で設立された法人をいう。以下「副産物協会」という。)。
 - (e) 社団法人日本食肉市場卸売協会(昭和35年9月22日に社団法人食肉市場卸売協会という 名称で設立された法人をいう。以下「市場協会」という。)。
 - b·c [略]
- (イ) アの(ウ)の貸付施設等
 - a 借受者は、次に掲げるとおりとする。
 - (a)·(b) [略]
 - (c) 財団法人日本食肉生産技術開発センター<u>(平成元年8月1日に財団法人日本食肉生産技</u> 術開発センターという名称で設立された法人をいう。)。
 - b 「略)
- (3) [略]
- (4) 堆肥保管施設整備リース事業

ア [略]

- イ 借受者の範囲等
- (ア) 貸付けの対象となる者(以下「借受者」という。)は、次に掲げるとおりとする。
 - a 団体等

農業協同組合連合会、農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人であって、農業の振 興を目的とするもの。

〔新設〕

- b 末端借受者 〔略〕
- (イ)・(ウ) 〔略〕
- (エ) 末端借受者は、次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。
 - a 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」(昭和50年2月13日付け50B第302号農林事務次官依命通知)で規定する「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補塡に関する数量契約(以下「数量契約」という。)の締結について、平成24年度において数量契約を締結し、引き続き平成25年度において数量契約を締結していること。
 - b 新たに平成25年度から数量契約を締結していること。
 - c 平成24年度及び平成25年度のいずれにおいても数量契約を締結していないこと。
 - d 平成<u>24</u>年度において数量契約を締結し、平成<u>25</u>年度において数量契約を締結しなかった場合は、配合飼料の給与を完全に中止していること。

ウ 〔略〕

- (5) [略]
- 3~5 [略]

第3〔略〕

第4 事業の実施

1~3〔略〕

4 事業の実施期間

この事業の実施期間は、第2の1の(1)から(4)の事業にあっては、その貸付決定の期間を平成26年度までとし、第2の1の(5)の事業にあっては、その貸付決定の期間を平成22年度までとする。

第5~第12 〔略〕

別紙様式第1号~第9号 [略]

第3〔略〕

第4 事業の実施

1~3〔略〕

4 事業の実施期間

この事業の実施期間は、第2の1の(1)から(4)の事業にあっては、その貸付決定の期間を平成25年度までとし、第2の1の(5)の事業にあっては、その貸付決定の期間を平成22年度までとする。

第5~第12 〔略〕

別紙様式第1号~第9号〔略〕

附則 (平成26年3月24日付け25農畜機第5348号)

- 1 この要綱の改正は、平成26年3月24日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第2及び第4の規定については、第2の1の(1)から(4)までに規定する平成26年度の事業の実施から適用する。

平成 26 年度畜産高度化支援リース事業の主な改正点について

畜産高度化支援リース事業の実施に関する主な改正点は、下記のとおり。

「※ 当機構の平成 26 年 4 月 1 日から一般財団法人への移行にともなう規程」 「等の改正は除く。

記

1 貸付枠

本年度の貸付枠は、通常リース(経営リース、食肉リース及び生乳リース)が1,755百万円(昨年度より2億円減額)、1/2堆肥保管リースが20億円(前年度と同額)。

- 2 貸付対象施設等の拡大
 - 経営リースにおいて、特認施設等の見直し。
 - (1)「畜産経営の合理化のための先進的な技術体系にかかるもの」 畜産経営の合理化を図るため、先端新技術等を駆使した、他の畜産農 家の模範となる先進的な技術体系に係る機械施設等。
 - (2)「6次産業化に関するもの」

畜産農家等の経営体質の強化を図るため、畜産物の付加価値向上に 資する機械施設等。

- 3 借受者の範囲の拡大
 - (1) 経営リース

借受者の団体等の範囲に、コントラクター、TMRセンター及び堆肥センターを追加。

なお、堆肥センターが利用組合(任意団体)の場合、自ら若しくはその組合 員の一部が養畜を行っていることが要件。

(2) 1/2堆肥保管リース

借受者の範囲に、堆肥センターを追加。

なお、堆肥センターの要件は、(1)と同じ。

4 コスト分析基準の適用除外

振興機構の「畜産業振興事業の実施について」が、平成25年8月22日付け25農畜機第2188号により、畜産環境整備リース事業(経営リース)に適用されていた施設整備事業のコスト分析基準が除外されたことにともない、経営リースにおいて除外することとし、留意事項の該当する規定を削除。

5 附加貸付料の負担軽減措置

通常リースの附加貸付料率において、引き下げを特に図る必要があると理事長が認めた者について、負担軽減措置を追加。

6 貸付申請書の様式等の変更

- (1) 貸付申請書の様式の変更 以下の事項について、様式に追加。
 - ①利益剰余金等の額、長期借入金等の額、売上高に対する長期借入金 等の額の割合。
 - ②同一の貸付施設等が複数の場合、その明細。
 - ③車両保険の加入の有無

(2) 添付書面の省略

- ア. 履歴事項全部証明書
- イ. 繰越欠損金がある場合に求めていた直近3年間の決算書の写し (直近の決算書のみとした。)
- ウ. 借受者が組合員であることの証明(食肉リース)

7 貸付施設等の事故報告書の提出

貸付施設等に事故が発生した場合は、損害保険要領に定める様式に基づき、速やかに機構に対し書面により報告。

8 その他

貸付申請書の記載等の迅速化を図るため、貸付申請書の記載手引書を作成。

畜産高度化支援リース事業(通常リース)の実施について

1 経営リース

(1) 特認施設等の見直し

旧実施要領第1の2の(1)のアの(エ)のb及びcの特認施設等をアのとおりに見直すとともに、イの特認施設等を追加。

- ア.「畜産経営の合理化のための先進的な技術体系にかかるもの」 畜産経営の合理化を図るため、先端新技術等を駆使した、他の畜 産農家の模範となる先進的な技術体系に係る機械施設等。
- イ.「6次産業化に関するもの」

畜産農家等の経営体質の強化を図るため、畜産物の付加価値向上に資する機械施設等。

具体的には、畜産農家等が6次産業化に取り組む場合に必要とする乳製品加工機械等(アイスクリーム、チーズ製造機等)、食肉加工機械等(ミートスライサー、食肉包装機等)

(2) 借受者の範囲の拡大

借受者の団体等の範囲に、コントラクター、TMRセンター及び堆肥センターを追加(要件については、実施要領別表5を参照。)。

特に、堆肥センターが利用組合(任意団体)の場合は、自ら若しくは その組合員の一部が養畜を行っていることが要件で。なお、飼養頭数 等の畜種別明細を提出。

(3) コスト分析基準の適用除外

- ア. 振興機構の「畜産業振興事業の実施について」が平成25年8月22日付け25農畜機第2188号により一部改正がなされ、経営リースに適用されていた施設整備事業のコスト分析基準が適用から除外。
- イ. この結果、堆肥舎(発酵舎を含む。)、屋根掛け、尿貯留槽、スラリータンクについてコスト分析基準の適用から除外。また、通常リース事業留意事項において該当する事項を削除。

(4) 貸付申請書様式の変更等

- ア. 貸付申請書の様式1号の1(個人用)及び2(法人・集団用)
 - ① 貸付申請者の直近の経営状況
 - ・利益剰余金等の額、長期借入金等の額、負債等の割合の欄を追加
 - ・赤字の繰越額の欄を削除(個人用)
 - ② 貸付申請施設等
 - 貸付施設等が複数ある場合に明細を記載する備考欄を追加
 - ・車両保険の加入の有無の欄を追加、
- イ. 留意事項の様式の整理
 - コスト分析基準の適用除外にともない、関係する様式等の削除。

2 食肉リース

- (1) 貸付申請書の変更(様式2号)
 - ① 貸付申請者の直近の経営状況
 - 利益剰余金等の額、長期借入金等の額、負債等の割合の欄を追加
 - ・繰越額の欄を削除(個人用)
 - ② 貸付申請施設等
 - 貸付施設等が複数ある場合に明細を記載する備考欄を追加
 - ・車両保険の加入の有無の欄を追加、
- (2) 留意事項に規定する審査表 食肉等の販売金額の欄を削除

3 生乳リース

貸付申請書の変更(様式2号の貸付申請者の直近の経営状況)

- 利益剰余金等の額、長期借入金等の額、負債等の割合の欄を追加
- ・繰越額の欄を削除

4 共通事項

(1) 附加貸付料の負担軽減措置

ア. 通常リースの附加貸付料率については、認定農業者、衛生管理機械を借り受ける者、過去に一定の実績のある者などについては、基準料率より低い料率に引き下げてきたところ。

イ. しかし、今般、上記以外であっても、これらに相当するもので、引き下げを特に図る必要があると理事長が認めた貸付申請については、 負担軽減措置を追加。

(2) 事務処理の簡素化等

- ア. 申請書に添付する書面の省略
 - (ア) 履歴事項全部証明書
 - (イ) 繰越欠損金がある場合に求めていた直近3年間の決算書の写し(直近の決算書のみとした。)
 - (ウ) 食肉リースにおいて、借受者が組合員であることの証明
- イ. 貸付申請書作成の迅速化

借受者、受託団体等による貸付申請書の作成の迅速化を図るため、貸付申請書の記載手引書を作成。

(3) 貸付施設等の事故報告書の提出

貸付施設等に事故が発生した場合は、損害保険要領に定める様式に 基づき、速やかに機構に書面により報告。

堆肥保管施設整備リース事業の実施について

1 事業内容等について

- (1) 平成26年度堆肥保管施設整備リース事業(以下「堆肥保管リース」という。)については、貸付枠20億円で実施します。
- (2) 借受者の範囲に、「堆肥センター」が追加されました。なお、堆肥センターの要件は、畜産高度化支援リース事業実施要領(以下「要領」という。) の別表5の2を参照願います。
- (3) 貸付対象施設、補助対象経費及び補助金等については、別添参考のと おり従前と変更ありません。

2 要望調査の実施について

(1) 要望者の留意点

ア 貸付の対象者は、過去に本リース事業を利用していない者等としま す。

イ 平成25年度において、採択後に見積額の大幅な超過により事業を辞 退する者が続出したことから、確定した要望額により提出して下さい。

(2) 要望調査の実施

- ア 要望調査については、都道府県が「堆肥保管施設整備リース事業の 採択に係るポイント指標」(堆肥保管リースの手引き参照)により、別紙1 及び別添の「平成26年度堆肥保管施設整備リース事業貸付申請希望 表」(以下「貸付申請希望表」という。)並びに別紙2の「貸付申請希望者 に係るポイント集計表」に取りまとめの上、機構へ提出して下さい。
- イ 貸付申請希望者の経営状況は、直近の決算書(法人にあっては、貸借対照表、損益計算書及びそれらの説明資料等、個人にあっては、所得税の確定申告書B、青色申告書、貸借対照表等)によって判断して下さい。

- ウ 長期借入金等の売上高に対する割合が5割を超える場合は、「長期借入金等負債の償還計画」を作成し返済が確実であることを確認の上、貸付申請希望表に添付し提出して下さい。
- (3) 貸付申請希望表の提出期限について 平成26年6月30日(月)

3 貸付要望の採択等について

堆肥保管リースの採択に当たっては以下により実施します。

(1)「機構リースの健全かつ円滑な実施について」の記の1に該当しない者について、従前と同様に行い、ポイントの高い順に採択します。

なお、最下位者において、同点者が複数いる場合は、本事業の当該県 の過去における辞退等の状況を考慮することもあります。

(2) 事業の採択(内示)は、<u>平成26年7月末日</u>までに行いたいと考えています。

4 その他

- (1) 貸付申請書の提出期限は、平成26年12月26日(金)とします。
- (2) 貸付後1年を経過したものについては、別紙3の「堆肥保管施設整備リース事業の採択に係るポイント指標の実績(報告)」により提出することとなります。

参考

堆肥保管施設整備リース事業の補助対象経費等について

平成26年度における同リース事業の補助対象経費及び補助金等については、次により実施することとします。

1 補助対象経費

(1)施設等(構築物)

補助対象については、堆肥保管施設に必要な最低限の次の付随する施設等の 経費について認めます。

- ①犬走り(幅50cm以内)、②エプロン(幅4m以内)、③雨樋(必要不可欠な 理由を明記。)
- (2)構築物以外の施設等(機械等) 堆肥の調整、散布、運搬に係る施設等については、従前と変更ありません。

2 補助金の額

(1)施設等(構築物)

1の(1)の補助対象に係る事業費

※堆肥置場(堆肥置場本体、付随する施設(犬走り、エプロン、雨樋)

(2)構築物以外の施設等(機械等)

1の(2)の施設等に係る事業費

- (3)補助金の額
 - (1)及び(2)の合計額の2分の1以内

3 コスト分析基準額

- (1)コスト分析額の算定は、2の(1)の事業費を1の(1)の補助対象経費に係る面積で除して算定される単価とします。
- (2)コスト分析基準額を超える場合は、超える理由(客観的な根拠資料を添付し証明。)を貸付申請書に明記し、やむを得ない場合のみ貸付が認められます。
- (3)(1)または(2)で認められたものにあっては、堆肥置場に係る工事費の1/2以内が補助対象になります。

4 その他

補助対象経費及び補助金の額の算定等については、「堆肥保管施設整備リース事業の留意事項」を参考にして下さい。

都道	府児	具名		担当者名		貸付希望額	0 千円		
		No.	(記入例)	1	2	3	4	5	計
		要望者名	環境太郎						
		住所	北海道〇〇						
		受託団体名	OOJA						
	_	畜 種	肉用牛						
	家畜	総頭羽数	50 頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
	飼 養	成牛	30 頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
	状況	内	10 頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
	IJι	子牛(0~11ヶ月齢)	10 頭		頭	頭	頭	頭	頭
		棟数	1 棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
現	既 存	面 積		m	m	m	m	 m²	m m
50	の	-------- 堆肥年生産量		_t -					
状	堆肥	 耕種農家への戸数							
	舎	耕種農家への供給量			 -				
	既	棟数	0 棟	 棟	棟	棟	棟	棟	棟
	存	面 積		m²	m²	^{1*} m [*]	1* - m²	1 m²	
	のた	ーーーーーーー 堆肥の年間保管量	 		;			<u>-</u>	<u> </u>
	い肥	オ種農家への戸数	- 	- -	<u> </u> -			 	
	置 場	神種農家への尸数 ーーーーーーー 耕種農家への供給量							
##玄		の促進に係る取組	①·2·3·4	1.2.3.4	1.2.3.4	1.2.3.4	1.2.3.4	1.2.3.4	
		による広域流通の範囲	①·2	1.2.3.4	1.2.3.4	1.2	1.2	1.2	
		の住所(耕種農家が複数		1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	
の場	合、唐	農家ごとに別記)	北海道〇〇	1	1.4	1.4	1	1	
		棟 数 	/ 棟 	棟 -		棟	 	棟	0 棟
		総面積 設置場所		^m	^m	^m -	^m _	m [*]	
		(棟ごとに記載)	OO市O町××						
		事業費①	<i>8,400</i> 千円	千円	千円	千円	千円	千円	0 千円
		新たに参画する畜産農 家がある場合、その利用 戸数	1 戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
	堆	「二級」」」 新たに参画する畜産農 家がある場合、その供給	600 t		 t	 t		 t	
	肥置	量							
	場	ニーニーニーニー 新たに参画する耕種農 家がある場合、その利用 戸数	5 戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
		新設する施設の耕種農		-------		戸	戸		
		家への供給戸数 新設する施設の供給量						 	
貸 付		2	1,400 t	t	^t -	^t	^t	^t	t
付施設等		堆肥の流通コスト (①/②)	6 円 /t	千円 / t	千円 / t	千円 / t	千円 / t	千円 / t	手 円/t
77		特別地域	特別地域 -特別地域外	特別地域 •特別地域外	特別地域 ·特別地域外	特別地域 ·特別地域外	特別地域 ·特別地域外	特別地域 ·特別地域外	
		名称	マニュアスプレッタ・ー						
		能力	5 t/ 10a						
		事業費		 千円	 千円		 千円	 千円	0 千円
	作 業	名称	ショベルローダー			1,11	111		
	未機械	能力(バケット容量)	0.5 m²						
	짽 等							-	
		事業費	1,575 千円	千円	千円	千円	千円	千円	0 千円
		名称	ダンプカー						
		能力(積載量)	2 t						
		事業費	2,500 ∓⊞	千円	千円	千円			0 千円
		総事業費	16,150 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円

- 注:1 事業費は、消費税込みの額として下さい(千円未満切り上げ)。
 - 2 堆肥置場の利用戸数は、耕種農家に限定した数等とします。
 - 3 「特別地域」は、①豪雪地帯対策特別措置法第2条により指定された地域、②離島振興法第2条により指定された地域(小笠原諸島振興開発特別措置法及び奄美群島振興開発特別措置法並びに沖縄振興特別措置法の対象地域を含む。)のいずれかに該当する地域をいい、〇で記して下さい。
 - 4 耕畜連携の促進に係る取組及び耕畜連携による広域流通の範囲の項目については、別紙の堆肥保管施設整備リース事業の採択に係るポイント指標の2及び3の(1)~(2) の中で該当する数字にOで記して下さい。
 - 5 堆肥センターが貸付を希望する場合は、「家畜飼養状況」欄には堆肥を受け入れる畜産農家の畜種、区分及び頭数を記載する。

別紙1の別添

経営状況表

	No.	(記入例)		1		2		3		4		5	
	要望者名	環境太郎											
	売上高①	10,000	千円		千円								
直近の経	長期借入金等の額②	6,000			千円								
経営状況	売上高に対する負債の割 合②/①	60	%	#DIV/0!	%								
近	長期借入金等負債の償還 計画の必要性の有無(※)	要 不要		要·不要		要·不要		要·不要		要・不要		要・不要	

- 注 1 長期借入金等負債の償還計画が必要な場合は、要望表に添付して下さい。
 - 2 長期借入金等負債の償還計画は、「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」に基づき作成して下さい。

別紙2

貸付申請希望者に係るポイント集計表

都道府県名	
担当者	
連絡先(TEL)	
eーメールアト・レス	

指標番号	NO	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
番号	要望者名										
1	堆肥の流通コスト										
2	耕畜連携の促進に係る取り 組み										
3	耕畜連携による広域流通の 範囲										
4	新たに施設を設置することに よる、堆肥を利用する耕種農 家の増加戸数										
5	新たに施設を設置することによる、耕種農家へ堆肥を供 給する畜産農家の増加戸数										
	ポイント計										

- 注 1 指標番号の1~5については、付与できるポイントを記入下さい。
 - 2 集計は、高得点順に取りまとめて下さい。
 - 3 別表2の1/2補助付きリース貸付希望表のNO(番号)と本表のNO(番号)は、同一にして下さい。

(借受者→受託団体又は借受団体等→都道府県→機構)

平成 年 月 日

一般財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

借受者住所〒 借受者名 印 貸付契約番号

堆肥保管施設整備リース事業の採択に係るポイント指標の実績(報告)

指標項目	計画	実績	理由
1 堆肥の流通コスト			
(1)堆肥置き場の面積	(m²)	(m³)	
(2)事業費(税込み)①	(千円)	(千円)	
(3)耕種農家への供給量②	(t)	(t)	
(4)堆肥のコスト(①/2)	(千円/t)	(千円/t)	
2 耕畜連携の促進に係る取組	(該当欄に〇を記載)	(該当欄に〇を記載)	
(1)特殊肥料生産業者の届出			
(2)堆肥の成分分析			
(3)耕種農家への堆肥の運搬			
(4)耕種農家における堆肥の散布			
3 耕畜連携による流通の範囲	(該当欄に〇を記載)	(該当欄に〇を記載)	
(1)JA区域内かつ市町村区域内			
(2)(1)の区域を越える流通			
4 新たに施設を設置することによる、堆肥を利			
用する耕種農家の増加戸数			
(1)新たに参画する耕種農家戸数	(戸)	(戸)	
5 新たに施設を設置することによる、耕種農家			
へ堆肥を供給する畜産農家の増加戸数			
(1)新たに参画する畜産農家戸数	(戸)	(戸)	
(2)新たに参画する畜産農家の供給量	(t)	(t)	

⁽注) 1の(3)・(4)、4及び5について計画の20%を下回る場合、1の(1)・(2)、2及び3については、変更がある場合その理由を記載下さい。なお、記入欄に記載できない場合は、別紙に記載下さい。

改	正	後		現		行		
	平成22年	5月28日22環機第448号	制 定	3	平成22年	5月28日22環機第448号	制	定
	平成22年	6月25日22環機第571号	一部改正	3	平成22年	6月25日22環機第571号	一部改	疋
	平成22年	8月31日22環機第726号	一部改正	3	平成22年	8月31日22環機第726号	一部改	疋
	平成22年	9月22日22環機第788号	一部改正	3	平成22年	9月22日22環機第788号	一部改	疋
	平成22年	10月22日22環機第831号	一部改正	3	平成22年	10月22日22環機第831号	一部改	Œ
	平成23年	3月30日23環機第209号	一部改正	3	平成23年	3月30日23環機第209号	一部改	Œ
	平成23年	12月28日23環機第852号	一部改正	3	平成23年	12月28日23環機第852号	一部改	疋
	<u>平成26年</u>	3月24日26環機第152号	一部改正					

一般財団法人畜産環境整備機構(以下「機構」という。)が実施する畜産経営並びに食肉及び生乳の流通に必要な施設並びに機械及び装置(以下「施設等」という。)の貸付事業の実施に関しては、畜産高度化支援リース事業実施要綱(平成22年4月23日付22農畜機第389号。以下「実施要綱」という。)に定めるほか、この実施要領の定めるところによる。

第1 事業の内容等

- 1 リース事業の内容及び用語の定義
 - (1)・(2) 略
- 2 貸付対象施設等の範囲及び借受者等の範囲等
 - (1) 経営リース
 - ア 貸付対象施設等の範囲 略

貸付対象施設等の範囲は、次のとおりとし、別表 1 に掲げる施設等(これらに附属する施設等を含む。)とする。

- (ア) 家畜ふん尿(家畜ふん尿由来の<u>堆肥</u>等を含む。)の乾燥処理、発酵処理、浄化・液肥処理、調整、保管、運搬等及び悪臭対策に必要な施設等(以下「家畜ふん尿処理施設等」という。)
- (イ) ~ (ウ) 略
- (エ) その他財団法人畜産環境整備機構理事長(以下「理事長」という。) が特に必要と認めた次のいずれかに該当する施設等(以下「特認施設等」という。)
 - a 家畜の飼養環境の改善に関するもの

財団法人畜産環境整備機構(以下「機構」という。)が実施する畜産経営並びに 食肉及び生乳の流通に必要な施設並びに機械及び装置(以下「施設等」という。) の貸付事業の実施に関しては、畜産高度化支援リース事業実施要綱(平成22年4 月23日付22農畜機第389号。以下「実施要綱」という。)に定めるほか、この実 施要領の定めるところによる。

第1 事業の内容等

- 1 リース事業の内容及び用語の定義
 - (1)・(2) 略
- 2 貸付対象施設等の範囲及び借受者等の範囲等
 - (1)経営リース
 - ア 貸付対象施設等の範囲

貸付対象施設等の範囲は、次のとおりとし、別表 1 に掲げる施設等(これらに附属する施設等を含む。)とする。

- (ア) 家畜ふん尿(家畜ふん尿由来のたい肥等を含む。)の乾燥処理、 発酵処理、浄化・液肥処理、調整、保管、運搬等及び悪臭対策に 必要な施設等(以下「家畜ふん尿処理施設等」という。)
- (イ)~ (ウ) 略
- (エ) その他財団法人畜産環境整備機構理事長(以下「理事長」という。) が特に必要と認めた次のいずれかに該当する施設等(以下「特認施設 等」という。)
 - a 家畜の飼養環境の改善に関するもの

改 正 後

b <u>(ア)から(ウ)において畜産経営の合理化のための先進的な技術</u> 体系にかかるもの

c 6次産業化に関するもの

なお、特認施設等の貸付申請については、貸付申請においてこの旨 を明らかにするものとする。

イ 借受者の範囲等

借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 団体等

- <u>a</u> 農業協同組合、農業協同組合連合会又は一般社団法人若しくは一般 財団法人であって、農業の振興を目的とするもの(以下(1)において 「団体等」という。)
- b 別表5に定める要件を満たすコントラクター(飼料生産受託組織)、 TMR センター(完全混合飼料の飼料生産組織)を営む者及びその他の 飼料生産組織(以下「コントラクター等」という。)並びに堆肥セン ター
- (イ) 個人、法人等

a~ d 略

ウ略

- (2)食肉リース 略
- (3) 生乳リース
- (4) 1/2補助付きリース
 - ア 貸付対象施設等の範囲

貸付対象施設等の範囲は、次のとおりとし、別表4に掲げる施設等とする。

- a <u>堆肥</u>の調整・保管施設
- b <u>堆肥</u>の調整機械
- c 堆肥の散布機械
- d 堆肥の運搬機械

bからdまでの貸付対象施設等の貸付けは、aの貸付対象施設等と一体

b 草地の放牧利用の向上に関するもの

c 粗飼料の品質向上、未利用資源の有効活用等飼料の生産又は利用 の合理化のための先進的な技術体系に係るもの

なお、特認施設等の貸付申請については、貸付申請においてこの 旨を明らかにするものとする。

イ 借受者の範囲等

借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 団体等

農業協同組合、農業協同組合連合会又は一般社団法人若しくは一般 財団法人であって、農業の振興を目的とするもの(以下(1)におい て「団体等」という。)

(イ) 個人、法人等 a~ d 略

ウ略

- (2)食肉リース 略
- (3) 生乳リース 略
- (4) 1/2補助付きリース
 - ア 貸付対象施設等の範囲

貸付対象施設等の範囲は、次のとおりとし、別表4に掲げる施設等とする。

- a <u>たい肥</u>の調整・保管施設
- b <u>たい肥</u>の調整機械
- c たい肥の散布機械
- d <u>たい肥</u>の運搬機械

bからdまでの貸付対象施設等の貸付けは、aの貸付対象施設等と

行

的に貸し付ける場合に限る。

- イ 借受者の範囲等
 - (ア) 借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。
 - a 略
 - b 次に掲げるいずれかの要件を満たす者
 - (a) ~ (d) B
 - (e) 別表5に定める要件を満たす堆肥センター。
 - (イ) 借受者は、貸付施設等の利用について<u>堆肥</u>の利用先と<u>堆肥</u>の調整・保管の年間延日数、<u>堆肥</u>の仕向量、貸付施設等の保管設置場所等に関する「<u>堆肥</u>保管施設リース事業貸付施設等利用規約」(以下「貸付施設等利用規約」という。)を締結し、貸付申請書にその写しを添付するものとする。
 - (ウ)・(エ) 略
- ウ略
- 第2略
- 第3 貸付料
- 1 ~ 3 略
- 3 貸付料の計算期間

貸付料の計算期間(以下「計算期間」という。)は、年1回払いの場合は1年(ただし、第1回の計算期間は、貸付開始の日から翌年の応当月の末日まで)、年4回払いの場合は3ヵ月(ただし、第1回の計算期間は、貸付開始の日からその3ヵ月後の月の末日まで)とする。

4 貸付料の額

略

- (1) 略
- (2) 略
 - ア ~ ウ 略
 - 工 貸付申請の内容、施策との整合性等から判断して、負担軽減を特に図る必要があると理事長が認めた者であること。
- (3)~ (6) 略
- 5・6 略

体的に貸し付ける場合に限る。

- イ 借受者の範囲等
 - (ア) 借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。
 - a 略
 - b 次に掲げるいずれかの要件を満たす者
 - (a) ~ (d) 略
 - (イ) 借受者は、貸付施設等の利用について<u>たい肥</u>の利用先と<u>たい肥</u>の調整・保管の年間延日数、<u>たい肥</u>の仕向量、貸付施設等の保管設置場等に関する「<u>堆肥調整・</u>保管施設リース事業貸付施設等利用規約」(以下「貸付施設等利用規約」という。)を締結し、貸付申請書にその写しを添付するものとする。

 (ア)
 ・ (エ)
 略

- 第2 略
- 第3 貸付料
 - 1 ~ 3 醉
 - 3 貸付料の計算期間

貸付料の計算期間(以下「計算期間」という。)は、年1回払いの場合は1年(ただし、第1回の計算期間は、貸付開始の日から翌年の応当月の末日まで)、年4回払いの場合は3ヵ月(ただし、第1回の計算期間は、貸付開始の日からその3ヵ月後の月の末日まで)とする。

4 貸付料の額

略

- (1) 略
- (2) 略

ア ~ ウ 略

- (3) ~ (6) 略
- 5・6 略

第4~7 略

第8 事故等の発生の場合の措置

1 事故等の発生の報告と修理

貸付施設等に関し事故又は故障(以下「事故等」という。)が発生した場合は、借受者は、直ちに電話等により直接又は借受団体、転貸借受団体若しくは受託団体を通じて機構に事故等の内容及びとった措置等について報告し、修理が可能であるときは、自己の負担において修理を行うとともに、借受者は、速やかにその事故等の状況を、書面により借受団体等を経由して機構に報告するものとする。

2 ~ 4 略

第9 貸付けの申請

1 • 2 略

- 3 貸付申請書の添付書類等
- (1) 法人が貸付施設等の貸付けを受けようとする場合は、<u>会社にあっては、</u> 借受者に該当することを証する書面を添付しなければならない。

(2) ~ (6) 略

4 ~ 6 略

第9 ~ 第16 略

附 則(平成22年5月28日22農畜機第1007号承認)

略

附 則(平成22年6月25日22農畜機第1381号承認)

略

附 則(平成22年8月31日22農畜機第2341号承認)

略

附 則(平成22年9月22日22農畜機第2655号承認)

略

附 則(平成22年10月22日22農畜機第3075号承認)

第4~7 略

第8 事故等の発生の場合の措置

1 事故等の発生の報告と修理

貸付施設等に関し事故又は故障(以下「事故等」という。)が発生した場合は、借受者は、直ちに電話等により直接又は借受団体、転貸借受団体若しくは受託団体を通じて機構に事故等の内容及びとった措置等について報告し、修理が可能であるときは、自己の負担において修理を行うものとする。この場合において、機構は、その事故等の程度に応じ、文書により報告を求めることがある。

2 ~ 4 略

第9 貸付けの申請

1 • 2 略

- 3 貸付申請書の添付書類等
- (1) 法人が貸付施設等の貸付けを受けようとする場合は、<u>次に掲げる</u>書面 を添付しなければならない。

ア 履歴事項全部証明書(農業協同組合及び農業協同組合連合会を除く。)

<u>イ 会社にあっては、借受者に該当することを証する書面</u>

(2) ~ (6) 略

4 ~ 6 略

第10 ~ 第16 略

附 則(平成22年5月28日22農畜機第1007号承認)

略

附 則(平成22年6月25日22農畜機第1381号承認)

略

附 則(平成22年8月31日22農畜機第2341号承認)

略

附 則(平成22年9月22日22農畜機第2655号承認)

略

則(平成22年10月22日22農畜機第3075号承認)

略

	7/	with /
	改 正 後	現
略		附 則(平成23年3月30日22農畜機第5216号承認)
附	則(平成23年3月30日22農畜機第5216号承認)	略
略		附 則(平成23年12月28日23農畜機第4038号承認)
附	則(平成23年12月28日23農畜機第4038号承認)	略
略		

改正後		現	
別表 1 ~ 4 略	別表 1 ~ 4	略	
新設			
<u>別表 5</u>			
<u>コントラクター等にあっては1、堆肥センターにあっては2の要件を満たす</u>			
<u>者とする。</u>			
<u>1</u> コントラクター等にあっては、次の要件を満たすものとする。			
a 次の(a)から(i)までのいずれかの組織形態のコントラクター等であること。ただ			
し、農業者が組織する組織の場合は、農業者が3戸以上で構成されるものとす			
<u>る。</u>			
<u>(a)農業協同組合及び農業協同組合連合会</u>			
<u>(b)公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)</u>			
<u>(c) 土地改良区</u>			
(d) 農事組合法人(農業協同組合法第 72 条の8第1項に規定する事業を行う法			
<u>人をいう。)</u>			
<u>(e)農事組合法人以外の農業生産法人</u>			
(f) 特定農業団体(農業経営基盤強化促進法第 23 条第4項に規定する団体をい			
<u>5。)</u>			
(g) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であっ			
て、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構がその発行			
済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの			
(h) 農業(養畜の事業を含む。以下同じ。)を営む個人が株主又は社員となって			
いる株式会社又は会社法(平成17年法律第86号。以下同じ。)第575条第1			
項に規定する持分会社(以下「持分会社」という。)であって、次の i からiiiまで			
<u>のすべての要件に適合するもの</u>			
<u>i 農業を主たる事業として営んでいること</u>			
<u>ii 株式会社にあっては、株主の総数が 50 人以下であり公開会社(会社法第</u>			
2条第5号に規定する公開会社をいう。)でなく、かつ、農業を営む個人及び			
<u>法人がその総株主の議決権の過半数を有していること</u>			
<u>iii 持分会社にあっては、農業を営む個人が業務を執行する社員の数の過半</u>			
<u>を占めること</u>			
(i) 農業を営む個人が構成員となっている団体であって、次の i からiiiまでのす			
<u>べての要件に適合するもの</u>			

改 正 後 現 行

- i 農業を営む個人が直接の主たる構成員であること
- ii 当該団体の規約が次に掲げる事項のすべてに該当していること
- (i) 共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性の向上 に資する旨の目的が規定に盛り込まれていること
- (ii) 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにして いること
- (iii) 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと
- (iv) 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと
- (v) 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること
- iii (d)、(e)又は(h)に掲げる法人となることが見込まれる組織であること
- <u>b 経営の高度化を図る組織として、次の(a)から(c)までのいずれかを満たす組織</u>であること
- (a) 平成 28 年度までに経営の法人化を図ることが平成 26 年度末までに開催される総会の議決等により確実と見込まれるもの
- (b) 平成 28 年度までに飼料生産受託面積(国産粗飼料増産対策事業実施要綱 (平成 17 年4月1日付け 16 生畜第 4388 号農林水産事務次官依命通知)別表の1の(1)から(6)までに定める作業を受託する面積(自ら飼料を販売している組織にあっては飼料生産作業面積)をいう。以下「飼料生産受託面積等」という。)を平成 24 年度又は平成 22 年度から平成 24 年度の 3 か年の平均と比較して、北海道はおおむね 40ha、都府県はおおむね 20ha(中山間地域にあっては、北海道はおおむね 20ha、都府県はおおむね 10ha)以上拡大することが平成 26 年度末までに開催される総会の議決等により確実であると見込まれるもの

なお、中山間地域とは、飼料生産受託面積等の過半が以下の i からviiiまで のいずれかに該当する地域をいう。

i 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に 関する法律(平成5年法律第 72 号)第2条第1項の規定に基づく特定農山村
 改
 正
 後

 現
 行

地域

- <u>ii</u> 山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- iii 過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号)第2条第2項の規 定に基づき公示された過疎地域(同法第 33 条第1項又は第2項の規定により 過疎地域とみなされる区域を含む。)
- iv 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定され た半島振興対策実施地域
- v 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された 離島振興対策実施地域
- vi 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第1号に規定する沖縄
- vii 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する 奄美群島
- viii 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)第2条第1項に 規定する小笠原諸島
- (c) その他コントラクター等の経営の高度化に資するものとして、都道府県知事が(b)に掲げるものと同等以上の効果を有すると判断し、環境機構が適当と認めたもの
- 2 <u>堆肥センターにあっては、次のaからkまでのいずれかの組織形態であること。</u> <u>ただし、農業者が組織する組織の場合は、農業者が3戸以上で構成されるものと</u> する。
 - a 農業協同組合連合会
 - b 農業協同組合
 - c 公社(地方公共団体が出資している法人をいう)
 - d 農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の8第1項 に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。)
 - e 特定農業団体(農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号第 23 条第 4 項に規定する団体をいう。)

改 正 後			現			
f その他農業者の組織する団体(代表者の定め並びに組織及	び運営につ	いての規				
約の定めがあるものとし、堆肥センターにあっては、団体を構	成する農業	者に養畜				
<u>の事業を行う者が含まれるものとする。)</u>						
g PFI事業者(民間資金等の活用による公共施設等の整備等		する法律				
(平成 11 年法律第 117 号)に基づいて選定された民間事業						
h 地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関	与している	農林漁業				
者が組織する団体が参加する共同事業体						
i 第 3 セクター(国又は地方公共団体と民間企業との共同出	資によって該	<u> </u>				
人)						
j 消費生活協同組合(消費生活協同組合法(昭和 23 年法律)	第 200 号)に	基づいて				
<u>設立された法人)</u>	I = I decided					
k <u>その他都道府県知事が畜産経営に係る環境対策に資する</u>	ものと判断し	<u>, 、環境機</u>				
<u>構が適当と認めたもの</u>						
即鄉共中央(古拉川 フ)			別紙様式の1 (直接リース)			
別紙様式の1 (直接リース)	番	号	別紙様式の1(直接リース)	番		号
	母 平成 年 丿	=		一 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	- A	-
	平成 平)	7 0		干风 平	- д	
 ・			畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請	ŧ		
田座同及に又版 / ハデ来真り他の守真り下明自			(○○リース)	=		
(000) ///						
一般財団法人 畜産環境整備機構 理事長 殿			財団法人 畜産環境整備機構 理事長 殿			
貸付申請者 (〒)住所又は所在地			貸付申請者 (〒)住所又は所在地			
ふりがな			ふりがな			
名 称			名 称			
ふりがな			ふりがな			
氏 名 等		印	氏 名 等			印
電話番号			電話番号			
記			記			
略			略			

	改	正			 行	
様式1号の1			様式1号の) 1		

経営リース (個人用)

1 貸付申請者の状況等

氏	.名 • 年齢					(歳)
後	継者の有無	有	(申請者と	の関係) ,	無	
経	営継続の確認						
農	協等への加入時期	大	• 昭 •	平	年	月	
労	'働力(従業員数)		人(家族	東労働	人、雇用	労働	人)
#	家畜家きん等の種 類	申請時	(頭、羽)	前年度	(頭、羽)	前々年度	(頭、羽)
農業経営							
経							
呂							
	田畑等の面積	田	ha、畑		ha、草地	<u> </u>	ha
	項目	直近年	<u>度</u> (千円)	〇年度	(千円)	〇年度	(千円)
	収入金額①						
	経費②						
直	差引金額③=①-②						
近の	繰戻額等④						
経	繰入額等⑤						
直近の経営状況	青色申告控除額⑥		-		-		
況	所得額⑦=③+④-⑤-⑥						
	長期借入金等の額⑧						
	負債等の割合(9=8)÷(1)		%				

- 注1 経営継続の確認は、年齢が60歳以上の者で後継者がいない場合のみ、貸付期間中畜産経 営を継続する旨を記述すること。
 - 2 加入時期は、リースを申請する窓口である団体(農協、飼料基金等)に加入した年月と すること。
 - 3 家畜家きん等の種類欄は、乳牛、肉牛(黒毛、F1,乳用種等)、繁殖豚、肥育豚、卵 鶏及び肉鶏等を記載する。頭羽数は、種類ごとにできるだけ詳しく記入する(乳牛の例: 育成牛、子牛、未経産牛など)。また、預託の場合は、()書きで内数の頭数を記入 すること。

経営リース(個人用)

1 貸付申請者の状況等

1	壬名 ・ 年	= 齢					(歳)
1	後継者の有無	ŧ	有	(申請者	との関係) ,	無	
ŕ	経営継続の確	認						
Ā	農協等への加]入時期	大	• 昭	· 平	年	月	
Ė	労働力(従業	(員数)		人(家	族労働	人、雇用	労働	人)
	家畜家							
	きん等の		申請時 <u>現</u>	<u>現在</u> (頭、羽)	前年度	(頭、羽)	前々年度	(頭、羽)
農業	種類							
農業経営	頭羽	<u>頭</u>						
宮	<u>数</u>	<u>羽</u>						
	田畑等の面	i積	田	ha、畑		ha、草地	<u></u>	ha
	項	目	〇年度	(千円)	〇年度	(千円)	〇年度	(千円)
	収入金額	<u>i(1)</u>						
_	経費②							
直近の経営状況	差引金額	i3=1-2						
の奴	繰戻額等	4						
性営	繰入額等	5						
状	青色申告	·控除額⑥						
兀	所得額⑦=③-	+4-5-6						
	赤字の繰越	額						

- 注1 経営継続の確認は、年齢が60歳以上の者で後継者がいない場合のみ、貸付期間中畜産経 営を継続する旨を記述すること。
 - 2 加入時期は、リースを申請する窓口である団体(農協、飼料基金等)に加入した年月と すること。
 - 3 家畜家きん等の種類欄は、乳牛、肉牛(黒毛、F1,乳用種等)、繁殖豚、肥育豚、卵 鶏及び肉鶏等を記載する。頭羽数は、種類ごとにできるだけ詳しく記入する(乳牛の例: 育成牛、子牛、未経産牛など)。また、預託の場合は、()書きで内数の頭数を記入 すること。

改	正	後
---	---	---

- 4 直近の経営状況については、<u>所得税青色申告決算書(損益計算書(収入金額の内訳等を含む。)、貸借対照)の他に、所得税の確定申告書B(第一表及び第二表)</u>を添付のこと。
- 5 取得額(消費税込み)が3千万円以上の場合は、直近5年の経営状況を記載のこと。
- 6 長期借入金等の額は、貸借対照表の固定負債の総額と純資産額の繰越損金等額との合計 とする(以下同じ。)。

2 貸付申請施設等

貸付対象施設等	等名				合 計
①本体価額		, 000 円	, 000円	, 000円	, 000 円
消費税額		円	円	円	円
合	計	円	円	円	円
②補助金額		, 000 円	, 000円	, 000円	, 000 円
③取得価額(①-②)		円	円	円	円
備考欄(台数が複数の場 合は明細)					
	名称				
▶ 販売業者等 ▶	電話				
銘柄又は製造	業者等				
型式・面積	・容積				
施設等設置	置場所				
(車両の保管	雪場所)				
車両保険の加力	入の有無	<u>有・無</u>	<u>有 ・ 無</u>	有· 無	<u>有 ・ 無</u>
貸付期間の短	縮又は延	年→ 年	年→ 年	年→ 年	年→ 年
長 (理由)					

貸付対象施設等の利用方法 (用途)

附加貸付料率低減の申請

私は、実施要領第3の4の(2)に定める要件に該当するので、基準料率より 低減した附加貸付料率の適用をお願いします。

実施要領第3の4の(2)の〇〇〇に該当

- 現 行
- 4 直近の経営状況については、<u>所得税の確定申告書B(第一表及び第二表)、貸借対照表及び収入金額の内訳</u>を添付のこと。(<u>確定申告等の内容が正確に把握できる資料があれば、</u>それらの資料でも可)
- 5 取得額(消費税込み)が3千万円以上の場合は、直近5年の経営状況を記載のこと。

2 貸付申請施設等

貸付対象施設	等名				合 計
①本体価額		, 000円	, 000円	, 000 円	, 000円
消費税額		円	円	円	円
合	計	円	円	円	円
②補助金額		, 000 円	, 000 円	, 000円	, 000円
③取得価額(①-②)		円	円	円	円
販売業者等	名称				
以冗未行守 ————————————————————————————————————	電話				
銘柄又は製造	業者等				
型式・面積	・容積				
施設等設置	置場所				
(車両の保管	(車両の保管場所)				
貸付期間の短	縮又は延	年→ 年	年→ 年	年→ 年	年→ 年
長 (理由)					

貸付対象施設等の利用方法 (用途)

附加貸付料率低減の申請

私は、実施要領第3の4の(2)に定める要件に該当するので、基準料率より 低減した附加貸付料率の適用をお願いします。

実施要領第3の4の(2)の〇〇〇〇に該当

貸付料の納入方法(□に/して下さい) □年1回払い □年4回払い

改 正 後

貸付料の納入方法(□に✔して下さい)

口年1回払い

- 口年4回払い
- 注1 ②の補助金額は消費税抜きで1,000円未満切り捨てとする。
 - 2 基準料率より低い附加貸付料の料率の適用申請者が認定農業者である 場合は、認定書面の写を添付すること。
 - 3 添付書類
- (1) 見積書、カタログ及び図面(図面については原本証明を行ったもの)等
- (2) 共同利用の施設等にあっては、共同利用契約書
- (3) 「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」に基づき 必要となる書面
- (4) 複合経営である場合は、他の経営の収入等の明細等
- 1/2補助付きリースにあっては、上記の他に
- ①貸付施設等利用規約
- ②見積合わせ結果表
- ③農業環境規範に基づく点検シート
- 4)配合飼料価格安定制度に係る申告書
- ⑤消費税等納付申告に係る消費税等相当額の取扱に係る確約書

様式1号の2

経営リース(法人・集団用)

1 貸付申請者の状況等

法人名	名・集団名							
農協等	等への加入時期		大・昭	• 平	年	月		
労働力 (従業員数)			人(家族		人、雇	用労働		人)
次士。	◆/山次◆\Ђ1°拱击击	総額		千円	3			
■資本3	資本金(出資金)及び構成内		、金額	千円、	出資者	名 、金	額	千円
り信		出資者名	、金額	千円、	出資者	名 、金	額	千円
	家畜家きん等の種類	申請時(頭	(羽)	前年度(頂、羽)	前々年	度(頭	、羽)
農業経営								
経								
宮-								

現 行

- 注1 ②の補助金額は消費税抜きで1,000円未満切り捨てとする。
 - 2 基準料率より低い附加貸付料の料率の適用申請者が認定農業者である場合は、認定書面の写を添付すること。
- 3 添付書類
- (1) 見積書、カタログ及び図面(図面については原本証明を行ったもの)等
- (2) 繰越欠損金がある場合は、直近3年の決算書(貸借対照表、損益計算書、 それらの説明付属資料等を含む。)
- (3) 共同利用の施設等にあっては、共同利用契約書
- (4) 「<u>畜産高度化支援</u>リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」に 基づき必要となる書面
- (5) 複合経営である場合は、他の経営の収入等の明細等
- 1/2補助付きリースにあっては、上記の他に
- ①貸付施設等利用規約
- ②見積合わせ結果表
- ③農業環境規範に基づく点検シート
- 4)配合飼料価格安定制度に係る申告書
- ⑤消費税等納付申告に係る消費税等相当額の取扱に係る確約書

様式1号の2

経営リース (法人・集団用)

1 貸付申請者の状況等

5 ا	も T H T V Y	八儿寸					
法人	名・集団名						
農協	等への加入時	·期	大・昭	· 平	年	月	
労働	力(従業員数	()	人(家	用労働	人)		
次士	-	. 7 î 世	総額	Ŧ	· 円		
□ 貝本 内訳	(金(出資金)及 1	の情別	出資者名、金額	千円、	出資者名	、金額	千円
内部			出資者名、金額	千円、	出資者名	、金額	千円
#	家畜家きん		申請時現在(頭、羽	1) 前年度	(頭、羽)	前々年度((底 頭
辰	等の種類		1 10 to 20 to 20 to 30 t	ביו נינו	. (25(1))	113 1 122 (PSC -117
農業経営	<u>頭羽数</u>	<u>頭</u> 羽					

		改		正	後			
		田畑等の面積	田	ha、畑		ha、草	地	ha
		項目	直近年	度(千円)	〇年度	(千円)	〇年度	(千円)
		売上高①						
		売上原価②						
		販売費及び一般管理費③						
	古	営業損益④=①-②-③						
	近	営業外損益⑤						
	の	経常利益⑥=④+⑤						
	直近の経営状況	特別利益及び損失⑦						
	聚	法人税等⑧						
	沈	当期損益9=6+7-8						
		利益剰余金等の額⑩						
		長期借入金等の額⑪						
L		負債等の割合⑫=⑪÷①		<u>%</u>				

- 注1 集団の場合、畜産農業者が含まれていることを証すること。
 - 2 加入時期は、リースを申請する窓口である団体(農協、飼料基金等)に加入した年月とすること。
 - 3 家畜家きん等の種類欄は、乳牛、肉牛(黒毛、F1,乳用種等)、繁殖豚、肥育豚、卵鶏及び肉鶏等を記載する。頭羽数は、種類ごとにできるだけ詳しく記入する(乳牛の例:育成牛、子牛、未経産牛など)。また、預託の場合は、()書きで内数の頭数を記入すること。
 - 4 貸借対照表、販売費及び一般管理費、製造原価明細書等並びに売上高等の明細を添付する こと。
 - 5 取得額(消費税込み)が3千万円以上の場合は、直近5年の経営状況を記載すること。
- 2 貸付申請施設等

貸付対象施設等の名称				合 計
①本体価額	, 000 円	, 000 円	, 000 円	, 000円
消費税額	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円
②補助金額	, 000 円	, 000 円	, 000 円	, 000 円
③取得価額(①-②)	円	円	円	円

	ار	-		1.4	
	田畑等の面積	田	ha、畑	ha、草地	ha
	項目	直近年	度(千円)	〇年度(千円)	〇年度(千円)
	売上高①				
	売上原価②				
店	販売費及び一般管理費③				
直近	営業損益④=①-②-③				
の経営状況	営業外損益⑤				
営	経常利益⑥=④+⑤				
状	特別利益及び損失⑦				
沉	法人税等⑧				
	当期損益9=6+7-8				
	<u>繰越損益</u>				

行

| 注1 集団の場合、畜産農業者が含まれていることを証すること。

現

- 2 加入時期は、リースを申請する窓口である団体(農協、飼料基金等)に加入した年月とすること。
- 3 家畜家きん等の種類欄は、乳牛、肉牛(黒毛、F1,乳用種等)、繁殖豚、肥育豚、卵鶏及び肉鶏等を記載する。頭羽数は、種類ごとにできるだけ詳しく記入する(乳牛の例:育成牛、子牛、未経産牛など)。また、預託の場合は、()書きで内数の頭数を記入すること。
- 4 貸借対照表、販売費及び一般管理費、製造原価明細書等並びに売上高等の明細を添付すること
- 5 取得額(消費税込み)が3千万円以上の場合は、直近5年の経営状況を記載すること
- 2 貸付申請施設等

貸付対象施設等の名称				合 計
①本体価額	, 000 円	, 000円	, 000円	, 000円
消費税額	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円
②補助金額	, 000 円	, 000 円	, 000 円	, 000円
③取得価額(①-②)	円	円	円	円

			改			正			後					
	備考欄(台数	が複数の												
	場合は明細)													
	販売業者等	名称												
	級元素有寺	電話												
	銘柄又は製造業者等													
	型式・面積・容積													
	施設等設置場	所												
	(車両の保管場	易所)												
	車両保険の加入の有無		<u>有</u>	•	無	<u>有</u>		無	<u>有</u>		無			
	貸付期間の短縮又は延			年-	→年	年	\rightarrow	年	年	\rightarrow	年	年→	1	年
	長 (理由)													
ı								•				'		

貸付対象施設等の利用方法(用途)

附加貸付料率低減の申請

私は、実施要領第3の4の(2)に定める要件に該当するので、基準料率より 低減した附加貸付料率の適用をお願いします。

実施要領第3の4の(2)の〇〇〇に該当

貸付料の納入方法(□に✔して下さい) □年1回払い □年4回払い

- 注1 ②の補助金額は消費税抜きで1,000円未満切り捨てとする。
 - 2 基準料率より低い附加貸付料の料率の適用申請者が認定農業者である場合は、認定書面 の写を添付こと。
- 3 添付書類
- (1) 見積書、カタログ及び図面(図面については原本証明を行ったもの)等
- (2) 共同利用の施設等にあっては、共同利用契約書
- (3) 「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」に基づき必要となる書面
- (4) 複合経営である場合は、他の経営の収入等の明細等
- 1/2補助付きリースにあっては、上記の他に
- ①貸付施設等利用規約
- ②見積合わせ結果表

		元			11			
販売業者等	名称							·
	電話							
銘柄又は製造	業者等							
型式・面積・								
施設等設置場	所							
(車両の保管場	릚所)							
貸付期間の短	年→	年	年→	年	年→	年	年→年	
長 (理由)								
貸付対象施設	等の利用方	法(用	途)					
附加貸付料率	低減の申請							
私は、実施	要領第3の	4の(2	()に定	める要件	に該	当するの	で、基	ま準料率よ
り低減した附	加貸付料率	の適用	をお願	いします	- 0			
実施要領?	第3の4の	(2)の	000	〇に該当	á			
貸付料の納入:	方法(口に	√ して	下さい		年1[回払い		□年4回
払い								

- 注1 ②の補助金額は消費税抜きで1,000円未満切り捨てとする。
 - 2 基準料率より低い附加貸付料の料率の適用申請者が認定農業者である場合は、認定書 面の写を添付こと。
- 3 添付書類
- (1) 見積書、カタログ及び図面(図面については原本証明を行ったもの)等
- (2) 繰越欠損金がある場合は、直近3年の決算書(貸借対照表、損益計算書、それらの説明 付属資料等を含む。)
- (3) 共同利用の施設等にあっては、共同利用契約書
- <u>(4)</u>「<u>畜産高度化支援</u>リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」に基づき必要となる書面
- (5)履歴事項全部証明書
- (6) 複合経営である場合は、他の経営の収入等の明細等
- 1/2補助付きリースにあっては、上記の他に
- ①貸付施設等利用規約
- ②見積合わせ結果表

改	正	後		現行						
③農業環境規範に基づく点検シート				③農業環境規範に基づく点検シート						
④配合飼料価格安定制度に係る申告書	‡			④配合飼料価格安定制度に係る申告書						
5消費税等納付申告に係る消費税等相	l当額の取扱に係る確約書	ŧ		⑤消費税等納付申告に係る消費税等相当額の取扱に係る確約書						
谦式2号				様式 2 号						
	食肉リース			食肉リース						
1 貸付申請者の状況等			_	1 貸付申請者の状況等						
法人名(店舗名)				法人名(店舗名)						
氏名・年齢		(歳)	氏名・年齢(歳)						
後継者 (個人商店の場合)	有(由語者との関	[亿)	1111	┃ 後継者(個人商店の場合)						

法丿	(名(店舗名)								
氏名	3 · 年齢							(歳)
後組	迷者 (個人商店の場合)	有	「	請者	<u>とσ</u>	関係),	無、
経営	営継続の確認								
組合	合への加入時期	ナ	て・明	召•平		年		月	
従弟	美員数		J	(家)	族労	動	ل ر. ا	雇用労働	人)
		総客	頁			千	円		
資本	卜金(出資金)及び構成内訳	出資	全	3、金	額刊	f円、出	資者	名、金額	領 千円
		出資	者名	3、金	額	千円、	出資	₹者名、₹	金額千円
	品衛生法に基づく営業許可 -	許古	T年月	日大	昭	平 年	F	1 8	番号
番号]	П'				ı	- 1		щ 3
直边	近年(度)におけ	牛	肉	豚	肉	その他	!	総菜	合 計
る則	反売金額(千円)					()			
-						<u> </u>			<i>(-1-)</i>
	項 目	年度	₹ (न	f円)	年	度(千F	月)	年度	(千円)
	売上高①								
	売上原価②								
	販売費及び一般管理費③								
直	営業損益4=1-2-3								
りの	営業外損益⑤								
経	経常利益⑥=④+⑤								
直近の経営状況	特別利益及び損失⑦								
況	法人税等⑧								
	当期損益9=6+7-8								
	利益剰余金等の額⑩								
	長期借入金等の額⑪								

								_
法人	(名(店舗名)							
氏名	名・年齢					(歳)	
後維	*者(個人商店の場合)	有(申請者	との	関係) ,	無、	
経営	常継続の確認							
組合	合への加入時期	大・	昭・平		年	月		
従業	美員数	人	(家族:	労働	人、Ā	星用労働	人	.)
		総額			千円			
資本	🖎 (出資金)及び構成内訳	出資者	名、金	額	千円、出資	資者名、:	金額千	円
		出資者	名、金	額 -	千円、出資	資者名、:	金額千	円
食品番号	品衛生法に基づく営業許可 号	許可年	月日大	昭 3	平年月	月日	番号	1 7
	直近年(度)におけ		豚	肉	その他 ()	総菜	合	計
●も則	ō売金額(千円) -							
	項目	年度(千円)	年月	芰 (千円)	年度	(千円)
	売上高①							
	売上原価②							
	販売費及び一般管理費③							
直近	営業損益④=①-②-③							
(A)								
栓	経常利益⑥=④+⑤							
の経営状況	特別利益及び損失⑦							
沈	法人税等⑧							
	当期損益9=6+7-8							
	繰越損益							

 改
 正
 後

 負債等の割合①=①÷①
 %

- 注1 個人商店の場合、法人名欄に店舗名を記入すること。
 - 2 個人商店の場合、後継者の有無を記入し、経営継続の意思を確認すること。
 - 3 経営継続の確認は、代表者年齢が60歳以上の者で後継者がいない場合のみ、貸付期間 中経営を継続する旨を記述すること。
 - 4 組合への加入時期は、リースを申請する窓口である団体に加入した年月とすること。
 - 5 貸借対照表及び損益計算書(販売費、一般管理費、製造原価明細書等売上高等の明細を 添付)を添付すること。
 - 6 取得額(消費税込み)が3千万円以上の場合は、直近5年の経営状況を記載すること。
 - 7 個人商店の場合、直近の経営状況欄への記入は、様式1号の1「経営リース(個人用)」に準じて記入すること。

2 貸付申請施設等

貸付対象施設等	等名				合 計
①本体価額		, 000 円	, 000 円	, 000円	, 000 円
消費税額		円	円	円	円
合	計	円	円	円	円
②補助金額		, 000 円	, 000 円	, 000円	, 000 円
③取得価額(①)-(2)	円	円	巴	円
	名称				
販売業者等	電話				
銘柄又は製造	業者等				
型式・面積	• 容積				
施設等設置	遺場所				
(車両の保管	管場所)				
貸付期間の短縮又は延		年→年	年→年	年→年	
長(理由)					
貸付対象施設等の利用方法(用途)					
附加貸付料率的	氐減の申請				

- 注1 個人商店の場合、法人名欄に店舗名を記入すること。
 - 2 個人商店の場合、後継者の有無を記入し、経営継続の意思を確認すること。
 - 3 経営継続の確認は、代表者年齢が60歳以上の者で後継者がいない場合のみ、貸付期間 中経営を継続する旨を記述すること。
 - 4 組合への加入時期は、リースを申請する窓口である団体に加入した年月とすること。
 - 5 貸借対照表及び損益計算書(販売費、一般管理費、製造原価明細書等売上高等の明細 を添付)を添付すること。
 - 6 取得額(消費税込み)が3千万円以上の場合は、直近5年の経営状況を記載すること。
 - 7 個人商店の場合、直近の経営状況欄への記入は、様式1号の1「経営リース(個人用)」 に準じて記入すること。

2 貸付申請施設等

貸付対象施設	等名				合 計
①本体価額		, 000 円	, 000円	, 000円	, 000 円
消費税額		円	円	円	円
合	計	円	円	円	円
②補助金額		, 000 円	, 000 円	, 000 円	, 000 円
③取得価額(①)-(2)	円	巴	巴	円
	名称				
販売業者等	電話				
銘柄又は製造	業者等				
型式・面積	・容積				
施設等設置	置場所				
(車両の保管	(1)				
貸付期間の短	縮又は延	年→年	年→年	年→年	
長 (理由)					
貸付対象施設等	等の利用方	法(用途)			
附加貸付料率	低減の申請				

	改	正	後	
私は、実施要領第3の	4の(2)に定め	める要件に該	当するので、	基準料率より
低減した附加貸付料率	の適用をお願い	いします。		
実施要領第3の4	の(2)のOO(OOに該当		

【貸付料の納入方法(□に✓して下さい) □年1回払い □年4回払い

- 3 添付書類
- (1) 見積書、カタログ及び図面(図面については原本証明を行ったもの)等
- (2) 「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」及びその細則に基づき必要 となる書面

様式3号

生乳リース

1 貸付申請者の状況等

法人名						
集送乳委託契約等の時期	大・	昭•	平	年 月		
従業員数·稼働台数			人・	台		
資本金(出資金)及び	総額			千円		
貝本並(山貝並)及び 構成内訳	出資者	名	、金額 千	円、出資者名	、金額	千円
件以內扒	出資者	名	、金額 千	円、出資者名	、金額	千円
一般貨物自動車運送 事業許可番号	許可年	月日	l 大昭平	年 月 日	番-	号
直近年(度)における輸	生乳	L	牛乳	その他()	合	計
送量(t)						
直近年(度)におけるC	生乳	L			合	計
S施設の取扱乳量(t)						
直近年(度)における販 売額(千円)	牛乳	L	そ の 他 ()		合	計
		•				
項目		直近	f年度(千円)	年度 (千円)	年度(千円)
経 売上高①		•				

私は、実施要領第3の4の(2)に定める要件に該当するので、基準料率より 低減した附加貸付料率の適用をお願いします。

実施要領第3の4の(2)の〇〇〇〇に該当

貸付料の納入方法(□に/して下さい) □年1回払い □年4回払い

- 3 添付書類
- (1) 見積書、カタログ及び図面(図面については原本証明を行ったもの)等
- (2) 繰越欠損金がある場合は、直近3年の決算書(貸借対照表、損益計算書、それらの説明 付属資料等を含む。)
- (3)組合員証明書
- (4) 「<u>畜産高度化支援</u>リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」及びその細則に基づき必要となる書面
- (5) 法人の場合は、履歴事項全部証明書

様式3号

生乳リース

1 貸付申請者の状況等

法人名					
集送乳委託契約等の時期	大・	昭•	平	年月	
従業員数・稼働台数			人・	台	
次十会/山次会\五15	総額		1	千円	
資本金(出資金)及び 構成内訳	出資者	名	、金額 千	円、出資者名	、金額 千円
件以内武	出資者	名	、金額 千	円、出資者名	、金額 千円
一般貨物自動車運送 事業許可番号	許可年	月日	1 大昭平	年 月 日	番号
直近年(度)における輸	生乳	<u> </u>	牛乳	その他()	合 計
送量(t)			130		н н
直近年(度)におけるC	生乳	<u>[</u>			合 計
S施設の取扱乳量(t)					
直近年(度)における販 売額(千円)	牛乳	<u>L</u>	そ の 他 ()		合 計
項目		直边	f年度(千円)	年度 (千円)	年度(千円)
経 売上高①					

改	正	後	
売上原価②			
販売費及び一般管理費③			
営業損益④=①-②-③			
営業外損益⑤			
経常利益⑥=④+⑤			
特別利益及び損失⑦			
法人税等⑧			
当期損益9=6+7-8			
利益剰余金等の額⑩			
長期借入金等の額⑪			
負債等の割合①=①÷①	<u>%</u>		

- 注1 組合等から集送乳の委託を受けている場合は、委託契約時期を記入すること。
 - 2 貸付申請施設等が集送乳車の場合は、直近年(度)における輸送量を記入すること。
 - 3 貸付申請施設等がCS施設の場合は、直近年(度)における取扱乳量を記入すること。
 - 4 貸付申請施設等が牛乳販売関係の場合は、直近年(度)における販売額を記入すること。
 - 5 貸借対照表及び損益計算書(販売費、一般管理費、製造原価明細書等売上高等の明細 を添付)を添付すること。
 - 6 取得額(消費税込み)が3千万円以上の場合は、直近5年の経営状況を記載すること。

2 貸付申請施設等

貸付対象施設等	等名				合 計
①本体価額		, 000 円	, 000 円	, 000円	, 000 円
消費税額		円	円	円	円
合	計	円	円	円	円
②補助金額		, 000 円	, 000 円	, 000 円	, 000 円
③取得価額(①	③取得価額(①-②)		円	円	円
	名称				
販売業者等	電話				
銘柄又は製造	業者等				
型式・面積・容積					
施設等設置場所					
(車両の保管	曾場所)				

現	1丁	
売上原価②		
販売費及び一般管理費③		
営業損益④=①-②-③		
営業外損益⑤		
経常利益⑥=④+⑤		
特別利益及び損失⑦		
法人税等⑧		
当期損益9=6+7-8		
繰越損益		

- 注1 組合等から集送乳の委託を受けている場合は、委託契約時期を記入すること。
 - 2 貸付申請施設等が集送乳車の場合は、直近年(度)における輸送量を記入すること。
 - 3 貸付申請施設等がCS施設の場合は、直近年(度)における取扱乳量を記入すること。
 - 4 貸付申請施設等が牛乳販売関係の場合は、直近年(度)における販売額を記入すること。
 - 5 貸借対照表及び損益計算書(販売費、一般管理費、製造原価明細書等売上高等の明細を 添付)を添付すること。
 - 6 取得額(消費税込み)が3千万円以上の場合は、直近5年の経営状況を記載すること。

2 貸付申請施設等

2 貝內中胡旭	·^ ''				
貸付対象施設	等名				合 計
①本体価額		, 000 円	, 000円	, 000円	, 000円
消費税額		円	円	円	円
合	計	円	田	巴	円
②補助金額		, 000 円	, 000 円	, 000円	, 000 円
③取得価額(①)-(2)	円	円	円	円
	名称				
販売業者等	電話				
銘柄又は製造	業者等				
型式・面積・容積					
施設等設置場所					
(車両の保管	管場所)				

改正後	現 行
貸付期間の短縮又は延 年→年 年→年 年 年→年	② 日本
長(理由)	長(理由)
貸付対象施設等の利用方法(用途)	貸付対象施設等の利用方法 (用途)
附加貸付料率低減の申請	附加貸付料率低減の申請
私は、実施要領第3の4の(2)に定める要件に該当するので、基準料率より	私は、実施要領第3の4の(2)に定める要件に該当するので、基準料率より
低減した附加貸付料率の適用をお願いします。	低減した附加貸付料率の適用をお願いします。
実施要領第3の4の(2)の〇〇〇〇に該当	実施要領第3の4の(2)の〇〇〇に該当
貸付料の納入方法(口にくして下さい) 口年1回払い 口年4回払い	貸付料の納入方法(口にくして下さい) 口年1回払い 口年4回払い
3 添付書類	3 添付書類
(1)見積書、カタログ及び図面(図面については原本証明を行ったもの)等	(1) 見積書、カタログ及び図面(図面については原本証明を行ったもの)等
	(2) 繰越欠損金がある場合は、直近3年の決算書(貸借対照表、損益計算書、それらの説明
	付属資料等を含む。)
(2)「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」に基づき必要となる書面	(3)「 <u>畜産高度化支援</u> リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」に基づき必要となる
	書面 (4) 展展表表 如紅田寺
 (3) ミルクタンクローリー等及びCS等関係施設にあっては、指定団体の長等の意見書	(4) 履歴事項全部証明書 (5) ミルクタンクローリー等及びCS等関係施設にあっては、指定団体の長等の意見書
(4)貸付対象施設等の設置場所が牛乳販売店(個人事業、共同事業を含む。)の場合は、借受	(6) 貸付対象施設等の設置場所が牛乳販売店(個人事業、共同事業を含む。)の場合は、借受
団体等が借受者である牛乳販売店の負う債務の支払について機構に保証する旨の誓約書	団体等が借受者である牛乳販売店の負う債務の支払について機構に保証する旨の誓約書
別紙様式の2(間接リース)	別紙様式の2(間接リース)
番 号	番 号
平成 年 月 日	平成 年 月 日
畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書	畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書
(000リース)	(000リース)
一般財団法人 畜産環境整備機構 理事長 殿	財団法人 畜産環境整備機構 理事長 殿
貸付申請者 (〒)住所又は所在地	貸付申請者 (〒)住所又は所在地
ふ り が な	s り が な
名 称	名 称

ふりがな

ふりがな

改正後		現行
氏 名 等	印	氏 名 等 印
電話番号		電話番号
記		記
略		略
別紙様式の2の1	番号	別紙様式の2の1 番 号
	平成 年 月 日	平成 年 月 日
畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書		畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書
(〇〇〇リース)		(000リース)
借受団体の長の殿		借受団体の長 殿
 貸付申請者 (〒)住所又は所在地		貸付申請者 (〒)住所又は所在地
東門中間日(17年77人1677年28 ふりがな		東日午時日(17年77人1677年2 2 ふりがな
名 称		名 称
ふりがな		ふりがな
氏名等 電話番号	印	氏名等 印 電話番号
电印度力		电阳田石
この度、下記により <u>(一財)</u> 畜産環境整備機構に係る貸付施設等の	貸付けを受けたく、	この度、下記により <u>(財)</u> 畜産環境整備機構に係る貸付施設等の貸付けを受けたく、
	第9の2の規定に基	畜産高度化支援リース事業実施要領(以下「実施要領」という。)第9の2の規定に基
づき、関係書類を添えて申請します。 		づき、関係書類を添えて申請します。
記		記
略		略
別処様子の2の2		別紙様式の2の2
別紙様式の2の2	番 号	別紙様式の2の2 番 号
	平成 年 月 日	平成 年 月 日

		現 行				
		→ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
(000リース)	(000リース)					
借受団体又は転貸借受団体の代表者の殿		借受団体又は転貸借受団体の代表者の殿				
貸付申請者 (〒)住所又は所在地		貸付申請者 (〒)住所又は	は所在地			
ふりがな 名 称		ふりがな 名 称				
s り が な 氏名等 電話番号	印	s y が な 氏名等 電話番 号	印			
この度、下記により(一財)畜産環境整備機構に係る貸付施設等の貸付けを受 畜産高度化支援リース事業実施要領(以下「実施要領」という。)第9の2の づき、関係書類を添えて申請します。 なお、貸付申請に当たり、実施要領及び貸付契約書の各条項並びに貸付決定 記載事項を遵守するとともに、貸付契約の締結時に「リース事業保証保険」に 必要がある場合は、機構にその手続きを委任することを誓約します。	D規定に基 定通知書の	この度、下記により(財)畜産環境整備機構に係る貸付施畜産高度化支援リース事業実施要領(以下「実施要領」といづき、関係書類を添えて申請します。 なお、貸付申請に当たり、実施要領及び貸付契約書の各の記載事項を遵守するとともに、貸付契約の締結時に「リーする必要がある場合は、機構にその手続きを委任することに	いう。)第9の2の規定に基 条項並びに貸付決定通知書 一ス事業保証保険」に加入			
略		略				
別紙様式の3 年	月 日	別紙様式の3	年 月 日			
<u>一般財団法人</u> 畜産環境整備機構理事長殿		<u>財団法人</u> 畜産環境整備機構理事長殿				
貸付申請者 住 所 氏 名	卸		者 所 名 印			
確 約 書 略		確 約 書 略				

改正					現			
別紙様式の4					別紙様式の4			
		年	月	日		年	月	日
<u>一般財団法人</u> 畜産環境整備機構理事長殿					<u>財団法人</u> 畜産環境整備機構理事長殿			
	貸付申請者				貸付申請者			
	住 所				住 所			
	氏 名			印	氏 名			印
消費税等課税に関す	る申立書				消費税等課税に関する申立書			
略					略			

附 則 (平成 26 年 3 月 24 日 25 農畜機第 5441 号承認)

- 1 この改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 第3の4の(2)のエについては、平成26年2月1日から適用する。

畜産環境整備機構損害保険要領(平成 20 年 9 月 29 日け 20 環機第 838 号)一部改正新旧対照表 平成 26 年 3 月 3 日 25 環機第 622 号 一部改正

改正後現

第1目的

一般財団法人畜産環境整備機構(以下「機構」という。)が畜産高度 化支援リース事業実施要領(平成 22 年 5 月 28 日 22 環機第 448 号。以下「高度化リース要領」という。)及び畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領(平成 25 年 3 月 25 日 25 環機第 110 号。以下「緊急支援リース要領」という。)に基づき貸し付ける貸付施設等について、高度 化リース要領第6の1の規定(緊急支援リース要領第6により準用する場合を含む。)により借受者が加入しなければならない損害保険については、これらの要領に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 借受者が加入すべき損害保険の種類及び対象施設等

貸付施設等について<u>借受者が加入しなければならない損害保険の種</u> 類及びそれぞれの対象施設等は、次のとおりとする。

- 1 構築物に係る損害保険(以下「構築物損害保険」という。)
- (1)貸付施設等(牛乳リースに係るものを除く。)のうち、堆肥舎、発酵舎、堆肥置場、貯留槽、脱臭槽、ろ床、バンカーサイロ及びこれに準ずる構築物については、借受者が個々に機構を受取人として損害保険に加入し、又は自らを受取人として損害保険に加入し機構を質権者として保険金請求権に質権を設定するものとする。機構は、この対象となる貸付施設等については、貸付契約書の別表の備考欄において「要保険手続」と指定する。
- (2)構築物損害保険は、原則として、火災、落雷、破裂、爆発、風災、 水災、ひょう災、雪災による損害を対象とするものでなければなら ない。

2 車両保険

貸付施設等のうち、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に 規定される登録、車両番号の指定又は市町村交付の標識を受けている ものを対象とし、借受者が個々に加入するものとする。

機構は、車両保険の対象となる貸付施設等については、貸付契約書

第1目的

この要領は、財団法人畜産環境整備機構(以下「機構」という。)が畜産高度化支援リース事業実施要領(平成22年5月28日22環機第448号)(以下「実施要領」という。)に基づき貸し付ける貸付施設等に付保する損害保険については、この要領に基づき行うものとする。

第2 保険の内容

貸付施設等について、次の保険契約を締結する。

<u>(1)</u> 損害保険

(2)

- ア 貸付施設等のうち、<u>たい</u>肥舎、発酵舎、<u>たい</u>肥置場、貯留槽、 脱臭槽、ろ床、バンカーサイロ及びこれに準ずる構築物について は、借受者が個々に損害保険に加入するものとする。機構は、この 対象となる貸付施設等については、貸付契約書の別表の備考欄にお いて「要保険手続」と指定する。
- <u>イ</u> 損害保険は、原則として、火災、落雷、破裂、爆発、風災、水災、 ひょう災、雪災による損害を対象とするものでなければならない。

(2) 車両保険

貸付施設等のうち、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に規定される登録、車両番号の指定又は市町村交付の標識を受けているものを対象とし、借受者が個々に加入するものとする。

の別表の備考欄において「要保険手続」と指定する。この場合、車両 保険の申込書の車両所有者の欄に機構が所有者である旨を記載する ものとする。

なお、ショベルローダー等については、<u>「要保険手続」と指定され</u> ないものの、公道を走行する場合には車両保険に加入するものとす <u>る</u>。

3 動産総合保険

別紙に掲げる貸付施設等及びこれに類する貸付施設等(1又は2の 保険の対象となるもの及び牛乳リースに係るものを除く。)について は、機構が一括して動産総合保険に加入するものとし、借受者がその 保険料を負担するものとする。

第3 貸付施設等の事故等の報告

借受者は、貸付施設等に事故又は故障等(以下「事故等」という。) の発生及びそれを復旧したときは、次により機構に報告書を提出しなければならない。

1 事故等報告書(速報)の提出

借受者は、事故等が発生したときは、速やかに「事故・故障状況報告書(速報)」(別紙様式第1号)を借受団体又は受託団体(以下「借受団体等」という。)を通じて機構に提出するものとする。

2 事故等報告書の提出

借受者は、1 により提出した事故等のうち、第 6 の動産総合保険に係る事故等については、修理業者等から徴した修理費の見積書及び事故等部分の写真(カラー)を添え、「貸付施設等事故・故障報告書」(別紙様式第 2 号)により、借受団体等を通じて機構に提出するものとする。

3 復旧報告書の提出

借受者は、1の事故等の復旧を行い、「貸付施設等事故・故障復旧 報告書」(別紙様式第3号)を、借受団体等を通じて機構に提出する ものとする。

第4 構築物損害保険の契約手続等

1 構築物損害保険の加入及び存続義務

締結する保険契約は、機構を被保険者(保険金受取人)とし、又は

なお、<u>一般的な車両の他、トラクター及び公道を走行する</u>ショベルローダー等については、車両登録を行うものとする。

(3)動産総合保険

別紙1に掲げる貸付施設等及びこれに類する貸付施設等(<u>(1)</u>又は <u>(2)</u>の保険の対象となるもの及び牛乳リースに係るものを除く。)に ついては、機構が一括して動産総合保険に加入するものとする。

(新設)

第3 保険の契約手続等

1 借受者が加入する保険

締結する保険契約は、機構を被保険者(保険金受取人)とし、保険契

<u>自らを受取人として機構に質権を設定するものとし、</u>保険契約期間は、貸付施設等の貸付期間と同一又は貸付期間中これを更新し、存続するものとする。

2 構築物損害保険の加入の通知等

- (1) 保険契約を締結したときは、借受者は、当該保険証券の写し(当該保険について機構を質権者として質権が設定されているときは原本)を借受団体等を経由して機構に送付するものとする。期限付きの保険契約を更新し、又は保険契約の変更を行ったときも同様とする。
- (2)貸付契約書の別表の備考欄において要保険手続と指定された貸付施設等については、検収を実施するに当たって、「損害保険加入状況等確認書」(別紙様式第4号)により検収実施者が借受者の損害保険への加入状況を確認するとともに、貸付施設等が損傷した場合の修理義務等に関する確認書を徴するものとする。この確認書は、検収報告書に添付して機構に提出するものとする。
- (3) 構築物損害保険加入の促進
 - ア 借受団体等は、借受者が保険に加入していないことを知ったときは、その事実及び理由を「借受者自ら加入すべき損害保険に係る不加入の発生について」(別紙様式第5号)により機構に報告しなければならない。
 - イ 借受団体等は、不加入の借受者に対し、構築物損害保険への加入を促進するものとする。
- 3 保険金の取扱い
- (1)構築物損害保険の貸付対象施設について保険事故が発生したとき は、借受者は、加入している損害保険会社(以下「保険会社」とい う。)に対し、保険金の請求手続を行うものとする。
- (2)機構は、保険会社から機構に支払われる(1)の保険金を、保険会 社が定める支払指図書により、借受者に直接支払うよう指図できる ものとする。

ただし、借受者が機構に対して未払債務がある場合は、当該金額について相殺し、又は、貸付施設等が減失したときは、貸付契約を解約し、借受者が当該貸付施設等を精算額で買い取るときの経費の全額又は一部と相殺するものとする。

約期間は、貸付施設等の貸付期間と同一又は貸付期間中これを更新し存 続するものとする。

<u>(1)損害保険</u>

- ア 保険契約を締結したときは、借受者は、当該保険証券の写し(当該保険について機構を質権者として質権が設定されているときは原本)を借受団体等を経由して機構に送付するものとする。期限付きの保険契約を更新し、又は保険契約の変更を行ったときも同様とする。
- イ 貸付契約書の別表の備考欄において要保険手続と指定された貸付施設等については、検収を実施するに当たって、<u>別紙様式1</u>により検収実施者が借受者の損害保険への加入状況を確認するとともに、 第6の取扱に同意する旨の確認書を徴するものとする。この確認書は、検収報告書に添付して機構に提出するものとする。

(新設)

行

第5 車両保険

<u>車両保険の加入及び継続義務、加入の通知等、保険金の取扱いについては、第4の規定を準用する。</u>

第6 動産総合保険

- 1 一括保険契約の締結
- (1)機構は、第2の3の動産総合保険に係る貸付施設等について、機構を受取人として保険会社と一括保険契約を締結する。
- (2)機構は、前項の一括保険契約の保険契約書(約款)を機構のホームページに掲載する。
- (3)機構は、必要があると認めるときは、保険会社との協議により、 一括保険契約の内容を変更することができる。この場合は、前項の 規定を準用する。
- (4) 一括保険契約の内容が変更された場合は、その内容が現に貸付施 設等を借り受けている者に不利な改正である場合には、次回の貸付 料の請求の際に、改正が行われた事実を借受者に通知する。その後 1月以内に異議の申立てがない場合には、借受者はその変更を承認 したものとみなす。

2 保険の条件

- (1)動産総合保険対象物件の保険料率は、<u>別紙</u>のとおり<u>とし、免責金</u> 額及び保険金額は、1の一括保険契約のとおりとする。
- (2) 保険料は、(1)の規定により計算される金額について10円未満を四捨五入した金額とする。
- (3)機構は、保険料を、当該貸付施設等に係る第1回目の貸付料を徴収する際、原則として<u>借受団体等</u>を通じて借受者から徴収するものとする。

3 保険金の請求手続

(1)機構は、<u>第3の2により事故等の</u>報告を受けた場合、速やかに保 険会社に必要書類を添えてこの旨を通知するものとする。この通知

(2) 車両保険

- ア 契約を締結したときは、借受者は、当該保険証券の写しを、原則 として、受託団体又は借受団体を経て機構に提出するものとする。
- イ 車両保険の加入状況の確認については、(1) のイの規定を準用する。

2 機構が加入する動産総合保険

現

機構は、機構を受取人として<u>、次により</u>一括保険契約を締結するもの とする。

- (1)動産総合保険対象物件の保険料率<u>及び免責金額</u>は、<u>別紙1</u>のとおり とする。
- (2) 保険金額は、初年度については貸付施設等の取得に要した額(支払 対価の額であり、取得に係る消費税額に相当する額を含む。)とし、以 下貸付期間中は1年ごとにあらかじめ定めた評価額によることとし、 評価額を定めるための率は、別紙2のとおりとする。
- (3)機構は、<u>前2号により算出される金額(10円未満の金額は四捨五入する。</u>)の保険料を、当該貸付施設等に係る第1回目の貸付料を徴収する際、原則として受託団体又は借受団体を通じて借受者から徴収するものとする。

第4 動産総合保険に係る保険事故の取扱い

1 全国又は都道府県を超える地域を区域とする団体等、実施要領第1の 2の(2)のイの(ア)のaの(c)(以下「全国連等」という。)もし

<u>により</u>保険会社が必要と認めて現地調査を行う場合には、借受者<u>及</u> び借受団体等はこれを拒んではならない。

(2)機構は、保険会社から<u>当該事故の内容が保険金支払の対象となる事故であるとされ、</u>支払保険金の<u>額</u>の通知を受けた<u>とき</u>は、<u>借受者</u>に保険金額を通知する。

(3) 異議申立手続

- ア 借受者は、保険の適用及び保険金額に不服がある場合には、機 構に対し、動産総合保険約款に定める評価人及び裁定人による手 続(以下「異議申立手続」という。)を取るよう求めることがで きる。
- <u>イ</u>機構は、その申立が一括保険契約の規定に照らして理由があると認められる場合には、異議申立手続を取るものとする。
- ウ イの場合、借受者は、手続の費用として機構が指定する概算額 を機構が定める日までに予納しなければならない。異議申立手続 を開始した後に予納金額に不足が生ずると見込まれる場合も同 様とする。
- 工 借受者が前項の期日までに当該金額を予納しなかった場合に は、機構は、異議申立手続を行わず、既に異議申立手続を開始し ている場合は、当該異議申立手続を取り下げる。この場合、既に 手続に要した費用は、借受者の負担とする。

4 保険金の支払い

機構は、<u>第3の3の復旧</u>報告書の提出を受けて、<u>保険会社に保険金</u> 請求を行い、受け取る保険金について、保険会社に指図して、原則と くは、受託団体又は借受団体(以下「請求者」という。)は、動産総合保 険の対象になると思われる事故が起き、別紙1の免責金額を上回る修理 費が予想される場合、「貸付施設等事故報告書(速報)」(別紙様式第2号) により機構に報告するものとする。

<u>なお、報告に当たっては、</u>修理費の見積書及び事故部分の写真(カラー)を提出するものとする。

機構は、当該報告を受けた<u>際は</u>、速やかに保険会社に必要書類を添えてこの旨を通知するものとする。<u>このことにより</u>保険会社が必要と認めて現地調査を行う場合には、借受者はこれを拒んではならない。

- 2 機構は、<u>事故報告における</u>保険会社から<u>の</u>支払保険金の<u>案内</u>通知を受けた<u>際</u>は、<u>請求者</u>に保険金額<u>の</u>通知<u>を行い、借受者の諾否を確認するこ</u>ととする。
- 3 機構は、事故報告の内容が保険金支払の対象となる事故であるとされたときは、請求者から「貸付施設等事故報告書」(別紙様式第3号)を徴した上で、保険会社に保険金請求を行うものとする。 (新設)

4 機構は、保険会社からの保険金の支払を受けたときは、この旨を請求 者に通知し、「貸付施設等事故復旧報告書」(別紙様式第4号)を徴する ものとする。

改 正 後

して<u>保険会社から借受団体等</u>を通じて支払うものとする。 なお、借受者は、保険会社から機構に支払われる保険金について、

第4の3の(2) ただし書きの規定を準用できるものとする。

5 未経過保険料の返還

- (1) 貸付期間中に、貸付契約が解除され、又は解約された場合は、機構は、未経過期間に係る動産保険料相当額(以下「未経過保険料」という。) <u>の返還</u>を保険会社に請求するものとする。
- (2) 機構は、(1)により保険会社から機構に返還された未経過保険料は、未経過貸付料と相殺するものとする。

第7 損害保険に加入していなかった場合の取扱

貸付施設等について事故等が発生した場合において、借受者が損害保険に加入していなかった等の理由により損害保険金を受け取ることができなかった場合は、借受者は、自らの負担において当該貸付施設等を原状に回復しなければならない。

第8 この要領の変更

機構がこの要領を変更した場合は、第6の1の(2)及び(3)の規定 を準用する。 現行

機構は、<u>当該</u>報告書の提出を受けて、<u>実施要領の規定に基づき、受け</u>取った保険金額の範囲で、借受者が貸付施設等を原状回復するのに要した経費を、原則として受託団体又は借受団体を通じて支払うものとする。 また、貸付施設等が減失したときは、貸付契約を解約し、借受者が当該貸付施設等を精算額で買い取るときの経費の全額又は一部と相殺するものとする。

第5 未経過保険料の返還

- 1 貸付期間中に、<u>借受者が離農、廃業等により貸付契約を解約せざるを</u> <u>得なくなった場合、</u>機構は、未経過期間に係る動産保険料相当額(以下 「未経過保険料」という。)を保険会社に請求するものとする。
- 2 機構は、1により保険会社から機構に返還された未経過保険料は、原 則として貸付契約を解約し、借受者が当該貸付施設等を精算額で買い取 るときに相殺するものとする。

第6 損害保険に加入していなかった場合の取扱

貸付施設等について事故等が発生した場合において借受者が損害保険に加入していなかった等の理由により損害保険金を受け取ることができなかった場合は、借受者は、自らの負担において当該貸付施設等を原状に回復しなければならない。

(新設)

類		Ī	改 正	後				現	行	
分類 貸付機械 保険料率 免責金額 経営 無機					別紙	1				
類			保険料率					保険料率と <u>免責金</u>	<u>套額</u>	
経営 開機 械・装置		賃	賞 付 機 械	保険料率			貸	付 機 械	保険料率	<u>免責金額</u>
据 付 固		運搬用機	具(自走式のもの)	3. 78			運搬用機	具(自走式のもの)	3. 78	1 万円
経 宮 用 機 もの			バーンクリーナー	1. 99				バーンクリーナー	1. 99	1万円
装置 上記以外のもの 2.65 FRP製サイロ 3.26 鉄製サイロ 2.41 上記以外のもの 2.91 食肉 運搬用機具(自走式のもの) 用機 特密電子機器類 ショーケース 1.65 上記以外のもの 1.51 その 脊髄吸引機 他機 消毒装置 核・ 予髄彎曲矯正装置 接置 1.99 1.99 1.5円 接置 1.99 1.99 1.5円 大の 脊髄彎曲矯正装置 技置 1.99 1.99 1.7円 大田紙・ 2.91 大田川・ 2.91 大田川・ 2.91 大田川・ 2.91 大田・<	用 機	定式の	攪拌機	2. 81		経 宮 用 機	定式の	攪拌機	2. 81	1万円
FRP製サイロ 3.26 鉄製サイロ 2.41 上記以外のもの 2.91 食肉 運搬用機具(自走式のもの) 3.78 用機 精密電子機器類 1.49 大多置 上記以外のもの 1.65 上記以外のもの 1.51 その 脊髄吸引機 1.51 他機 消毒装置 械・脊髄彎曲矯正装置 1.99 装置 頭蓋骨破砕装置 注)(略)			上記以外のもの	2.65				上記以外のもの	2.65	1 万円
上記以外のもの 2.91 食肉 運搬用機具(自走式のもの) 3.78 用機 精密電子機器類 1.49 被・ショーケース 1.65 装置 上記以外のもの 1.51 その 脊髄吸引機 1.51 被・脊髄彎曲矯正装置 1.99 技置 項蓋骨破砕装置 (注) (略)	装直	FRP製	サイロ	3. 26		装直	FRP製	サイロ	3. 26	1万円
食肉 運搬用機具(自走式のもの) 3.78 1万円 用機 精密電子機器類 1.49 1万円 械・ショーケース 1.65 1万円 装置 上記以外のもの 1.51 その 脊髄吸引機 での機 での機 他機 消毒装置 1.99 技置 頭蓋骨破砕装置 1.99 (注) (略)		鉄製サイ	П	2. 41			鉄製サイ	П	2. 41	<u>1 万円</u>
用機 精密電子機器類 1.49 械・ショーケース 1.65 装置 上記以外のもの 1.51 その 脊髄吸引機 1.99 他機 消毒装置 特髄彎曲矯正装置 1.99 装置 頭蓋骨破砕装置 (注) (略) 用機 精密電子機器類 1.49 1.65 1万円 装置 上記以外のもの 1.51 1.51 1万円 機 消毒装置 積 1.99 1.99 1万円 (注) (略)		上記以外	のもの	2. 91			上記以外	のもの	2. 91	<u>1万円</u>
械・ショーケース 1.65 装置 上記以外のもの 1.51 その 脊髄吸引機 他機 消毒装置 械・脊髄彎曲矯正装置 装置 頭蓋骨破砕装置 1.99 (注) (略) 1.99 概・ショーケース 装置 上記以外のもの 1.51 1.99 1.51 (注) (略)	食 肉	運搬用機	具(自走式のもの)	3. 78		食肉	運搬用機	具(自走式のもの)	3. 78	<u>1 万円</u>
装置 上記以外のもの 1.51 その 特髄吸引機 (地機 消毒装置 頭蓋骨破砕装置) 1.99 技置 頭蓋骨破砕装置 1.99 注) (略) 実置 頭蓋骨破砕装置 装置 上記以外のもの (注) (略) 大田紙 (注) (略)		精密電子	機器類				精密電子	機器類	1. 49	<u>1 万円</u>
その 脊髄吸引機 (他機 消毒装置 (世機 消毒装置 (世機 消毒装置 (世機 消毒装置 (大の) 脊髄・関蓋・骨髄・関蓋・骨破砕装置 (注) (略) (注) (略) (注) (略)									-	<u>1 万円</u>
他機 病養器置 病養胃破砕装置 1.99 1.99 1.99 注) (略) (路)				1. 51					1. 51	<u>1万円</u>
型II 条件 2	他機械・	消毒装置 脊髄彎曲	矯正装置	1. 99		他機械・	消毒装置 脊髄彎曲	矯正装置	1. 99	<u>1万円</u>
	その 他機 械・	脊髄吸引 消毒装置 脊髄彎曲 頭蓋骨破	機 矯正装置		<u>别紙</u>	そ 機 ・ 装置 (注)	脊髄吸引 消毒装置 脊髄彎曲 頭蓋骨破	機 矯正装置 砕装置	1. 99	

改 正 後	現行
別紙様式第 1 号 <u>平成 年 月 日</u> 一般財団法人畜産環境整備機構理事長あて	<u>別紙様式第1号</u> 損害保険加入状況等確認書
<u>(借受団体等経由)</u> <u>借受者</u> <u>住 所</u>	検収を実施した貸付施設等に係る損害保険の加入状況等について次の とおり確認しました。
<u>氏 名 印</u> <u>電話番号</u>	1 既に加入済みである。(保険会社名; 保険の種類;) 補償内容()
事故・故障状況報告書(速報)	2 加入手続中である。(保険会社名; 保険の種類;)
貸付施設等について下記のとおり事故等が発生したので、損害保険要領第 3の1の規定に基づき、報告します。	3 これから加入手続をする。 (保険会社名; 保険の種類;)
<u>記</u>	4 加入手続をしたが断られた。 (保険会社名:① ② 3)
1 貸付施設等名 2 貸付記号 3 貸付契約書番号 4 事故又は故障の内容 (1) 発生日時 (2) 場 所 (3) 発生の状況 (4) 発生の原因	平成 年 月 日 確認者 (検収実施者) 所属 氏名 印
	1 私が借り受けた貸付施設等のうち「要保険手続」と指定されたものに ついての損害保険の加入状況は、上記の通りで相違ありません。
	2 貸付施設等について事故等が発生した場合において損害保険に加入 していなかった等の場合は、私の負担において当該貸付施設等を原状に 回復します。
	3 前項の適用については、損害保険に加入しなかった場合、加入手続中

改 正	後			現	行	
					会社に加入を断られた	
					新しなかった場合、補	
					に該当する場合、保険 さその他損害保険金を	
					っての他損害休険並を3 ∶を了解します。	対し、大のことができ
			10 0 y C 07 4	<i>"</i> пенчес	. E 1 77 O S 7 0	
			平成	年 月 日		
					借受者	
					住所	
					氏名	印
別紙様式第2号			別紙様式第2号			
				<u>貸付施設</u> 等	<u>等事故報告書(速報)</u>	
貸付施設等事故 <u>· 故障</u> 報告書	1					平成 年 月 日
		平成 年 月 日	財団は人玄産環境	· 敦借继荐 珥	事 医心理	
			<u> </u>	克金 佣 液件 生	<u>: 尹文 </u>	
<u>一般</u> 財団法人畜産環境整備機構 理事長	あて				請求者	
<u>(借受団体等経由)</u>				_	(全国連等・受託・借	受団体名 <u>)</u>
	+.				代表者氏名	
	<u>借受者</u> た				担当者氏名	
	<u>住</u> 所 氏名	印			<u>電 話 番 5</u>	<u> </u>
	電話番号	H1.	下記のとおり事	基故が発生しま	こしたので、報告します	-
			<u> </u>		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
					<u>記</u>	
貴機構から借り受けて <u>いる</u> 貸付施設等に						
生しましたので、損害保険要領第3の2の	規定に基づき	<u>∵、</u> 修理業者の見積				
り、写真、証明書を付して報告します。						
后						

	改 正 後	現	
借受団体等	<u>名</u> 称 住 所 <u>担当者名</u> 電話番号	借 受 者 氏 名 住 所 電話番号	
貸付施設等	施設等名 貸付開始日 平成 年 月 日 貸付番号 貸付契約書番号	貸付施設等 施設等名 貸付開始日 貸付番号 貸付契約書番号	
事 故 内 容	日時 平成 年 月 日 AM・PM : 場所 状況 原因 概算見積額	事故内容 日時平成年月日AM·PM場 場所 状況 原因 概算見積額	:
修理業者等	業者名称(氏名) 担当者氏名 住所(所在地) 電話番号 修理日程(予定) 平成 年 月 日~平成 年 月 日 見積額		

改	正後					現	行			
紙様式第3号					別紙様式第3号					
貸付施設等事	■故 <u>・故障</u> 復旧報告書	<u> </u>								
		平成	年 月	日		貸付施設等	等事故報告書			
<u>般</u> 財団法人畜産環境整備機構	理事長のあて							平成	年 月	l E
借受団体等経由)										
	+				財団法人畜産環境	整備機構 理事長	: あて			
	借受者					=+ 15		ш-	// - \	
	<u>住</u> 所			rn			(全国連等・受	<u>を託・借き</u>	<u> </u>	_
	<u>氏 名</u>			印		<u>代表者</u>		•		
	電話番号					担当者	-	<u> </u>		
교로 도 및 다셨나지까요!	+ 代仏歩訊集の声+	h1= ~1 > =	-	∧ l.			<u>電 話 番</u>	<u>亏</u>		
平成 年 月 日付けで報告 <u>し</u>					- 実機構あた供用:	ロロナレナナ代4	- 佐訊笙についっ	- -	におけま	
り修理を完了しましたので、 <u>掠</u> ·します。	<u> 舌体映安視弗30/3</u>	の規定に	- 奉 ノさ	<u>、</u> ¥仅	貝機博から信り: 発生しましたので、	受けて <u>います</u> 貸付 				
					光生しましたので、	、修住未有の兄惧	り、子具、証明官	ie をn C		J 9
	記						記			
]
1 <u>借受団体等</u>					借受者	<u>氏 名</u>				
<u>名 称</u>						住 所				
<u>住所</u>						電話番号				
<u>電話番号</u>										
<u>担当者名</u>										
2 貸付施設等の名称					貸付施設等	施設等名				
3 貸付記号						貸付開始日	平成 年	月	B	
4 貸付契約書番号	-					貸付番号				
5 事故発生年月日	平成 年 月	日				貸付契約書番号				
6 事故発生場所	ਜ਼ ਦੇ / ਾ]
7 修理完了年月日	平成年月	1 日								
8 復旧写真、請求書 保険金振込先	別添のとおり									
体限並派 处元										

改 正 後	現行
	事 故 内 容 日時 平成 年 月 日 A M・P M : 場所 状況 原因 概算見積額
	修理業者等 業者名称(氏名) 担当者氏名 住所(所在地) 電話番号 修理日程(予定) 平成 年 月 日~平成 年 月 日 見積額
別紙様式第4号 損害保険加入状況等確認書 検収を実施した貸付施設等に係る損害保険の加入状況等について次の とおり確認しました。	<u>別紙様式第4号</u> 貸付施設等事故復旧報告書 平成 年 月 日 財団法人畜産環境整備機構 理事長 あて
1 既に加入済みである。(保険会社名; 保険の種類;) 4 償内容() 2 加入手続中である。(保険会社名; 保険の種類;)	<u>請求者(全国連等・受託・借受団体名)</u> <u>代表者氏名</u> 担当者氏名 <u>⑰</u> 電 話 番 号

改 後 現 正 行 3 これから加入手続をする。 平成 年 月 日付けで報告しました貸付施設等の事故について、下記 (保険会社名: 保険の種類; のとおり修理を完了しましたので、報告します。 記 4 加入手続をしたが断られた。 **3** (保険会社名:① **(2**) 1 借受者 平成 年 月 日 氏名(名 称) 確認者(検収実施者) 住所(所在地) 所属 2 貸付施設等の名称 氏名 ΕIJ 3 貸付記号 4 貸付契約書番号 5 事故発生年月日 平成 年 月 日 6 事故発生場所 確認書 7 修理完了年月日 平成 日 年 月 1 私が借り受けた貸付施設等のうち「要保険手続」と指定されたものに 8 復旧写真、請求書 別添のとおり ついての損害保険の加入状況は、上記の通りで相違ありません。 9 保険金振込先 2 貸付施設等について事故等が発生した場合において損害保険に加入 していなかった等の場合は、私の負担において当該貸付施設等を原状に 回復します。 3 前項の適用については、損害保険に加入しなかった場合、加入手続中 に事故が発生した場合、保険会社に加入を断られた場合、いったん加入 した期限付きの損害保険を更新しなかった場合、補償内容不足、当該事 故が保険金支払いの免責事由に該当する場合、保険料等の滞納等により 保険契約が失効している場合その他損害保険金を受け取ることができ ないすべての場合を含むことを了解します。 平成 年 月 日 借受者 住所 氏名 ΕIJ

		-	, -
改正後		現	行
別紙様式第 5 号 番 号 平成 年 月 日	(新設)		
一般財団法人畜産環境整備機構理事長あて			
<u>借受団体等名</u> 代表者名 印 <u>電話番号</u> <u>担当者名</u>			
借受者が自ら加入すべき損害保険に係る不加入の 発生について			
このことについて、下記の通り不加入が発生したので、報告します。			
<u>ā</u>			
1 借受者 氏名(名 称) 住所(所在地)2 損害保険未加入の貸付施設等の名称3 損害保険未加入の貸付記号4 損害保険未加入の貸付契約書番号5 損害保険未加入となった日(当初から加入しなかったときは貸付開始日、保険契約の失効等の場合は失効等の日の翌日)6 未加入の理由 7 加入についての当事者の意向			
(注) この報告書は、未加入期間が貸付契約当初については3月、その後は1月を超えた場合に借受団体等から借受者に対し文書により加入を催告し、その後更に2月を経過しても借受者が加入しなかった場合に提出すること。			

改 正 後	現行
附 則 この改正は、平成26年4月1日から実施する。ただし、次に掲げる規定は、 当該各号に定める貸付契約から適用するものとし、それ以前に締結された貸付契約及びそれ以前に発生した保険事故については、なお従前の例による。 改正後の第4の2の(3)の規定 平成23年12月1日以降に締結された貸付契約から適用する。	

損害保険要領の主な改正のポイント

1 一般の保険契約については、契約に当たって保険契約者に対し、その保 険契約書(約款)の内容(重要事項等)を事前に説明することが保険業法 施行規則第53条により規定されている。

当機構と共栄火災(株)とで締結する保険契約書(約款)の内容については、当機構に対する事前説明は、約款の交付によりなされている。しかし、 実質の保険契約者となる借受者に対し、当機構は、保険契約書(約款)を 事前に公表していない。

このため、当機構の保険契約書(約款)についても、HPに掲載することにより、契約者に対し、事前に保険契約書(約款)の内容を周知することとする。(実施要領第6の1の(2)~(4))

- 2 畜産経営力向上緊急支援リース事業については、準用規定により損害 保険要領が適用されることを同要領に規定していたが、これを損害保険要 領に明文化した。(実施要領第1)
- 3 これまで当機構に支払われた保険金については、当機構の口座に入金した上で、受託団体等を経由して借受者に支払われていたが、これを、保険会社の指図書により、直接借受者に支払うことができるようにし、事務の合理化を図る。(実施要領第6の4)
- 4 公道を走行するショベルローダー等については、車両保険に加入することを明文化した。(実施要領第2の2)
- 5 借受者が受け取る保険金について、異議がある場合の手続きを新たに 規定した。(実施要領第6の3の(3))
- 6 構築物に義務づけている火災保険等の加入について、より厳しく注意喚起を規定した。(実施要領第4の2の(3))
- 7 その他

事故報告書等の様式の変更等

畜産高度化支援リース再貸付手数料交付要領(平成 24 年 9 月 14 日 24 環機第 549 号)一部改正新旧対照表

改 正 後	現行
平成24年9月14日24環機第549号 制定	平成24年9月14日24環機第549号 制定
第1 リース事業再貸付手数料	第1 リース事業再貸付手数料
略	略
第 2 手数料の交付	第 2 手数料の交付
1 手数料の額	1 手数料の額
手数料の年額(消費税込み)は、貸付契約ごとに次に掲げる金額	手数料の年額(消費税込み)は、貸付契約ごとに次に掲げる金額
の合計額を貸付期間の年数で除して得た金額とする。	の合計額を貸付期間の年数で除して得た金額とする。
(1) 基礎定額 10,000円	(1)基礎定額 10,000円
(2)加算額	(2)加算額
当該貸付契約に係る貸付期間を通じた付加貸付料の合計額	当該貸付契約に係る貸付期間を通じた付加貸付料の合計額
に、 <u>0.14</u> を乗じて得た額	に、直接リース方式にあっては0.14、間接リース方式にあっては
	<u>0.15</u> を乗じて得た額
2 ~ 3 略	2 ~ 3 略

改 正 後	現行
第3 その他	第3 その他
借受団体等が各事業の実施要領又は貸付契約書(再貸付契約	借受団体等が <u>業務方法書、</u> 各事業の実施要領又は貸付契約書
書、再々貸付契約書を含む。)に違反したときは、手数料の全部又	(再貸付契約書、再々貸付契約書を含む。)に違反したときは、手数
は一部の交付を留保し、又は交付しないことがある。	料の全部又は一部の交付を留保し、又は交付しないことがある。
附則	附則
略	略

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

畜産高度化支援リース事業業務委託費交付要領(平成 24 年 9 月 14 日 24 環機第 549 号)一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行		
平成24年9月14日24環機第549号 制定	平成24年9月14日24環機第549号 制定		
第1 ~ 第2 略	第1 ~ 第2 略		
第 3 その他	第 3 その他		
借受団体等が各事業の実施要領又は貸付契約書(再貸付契約	借受団体等が <u>業務方法書、</u> 各事業の実施要領又は貸付契約書		
書、再々貸付契約書を含む。)に違反したときは、業務委託費の全	(再貸付契約書、再々貸付契約書を含む。)に違反したときは、業務		
部又は一部の交付を留保し、又は交付しないことがある。	委託費の全部又は一部の交付を留保し、又は交付しないことがあ		
	る。		
附則	附則		
略	略		

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附加貸付料の適用料率一覧表 (平成26年4月18日以降)

リース事業			料率(%)	
補助のないリース	畜産環境整備リース事業畜産農家・事業体	下記以外の者	1.00	
		・ 認定農業者・ 旧 1 / 2 補助付きリース事業の対象		
		施設等を借り受ける者 ・ 申請額が2百万円以上の貸付施設等であって、過去に借受実績のある者	0.50	
		・ 口蹄疫又は自然災害等の発生により 深刻な影響を受けた者		
	食肉販売等合理化施設 整備リース事業 (食肉業者)	下記以外の者	0.90	
		・ 衛生管理機械(注1)を借り受ける者	0.50	
		・ 過去3年度内の借受実績が3千万円 以上である者	0.70	
		・ 食肉処理等施設等の場合、(独)農畜 産業振興機構の出資を受けている者		
	生乳流通効率化支援 リース事業 (生乳流通業者・農協)	下記以外の者	0.90	
		・ 過去3年度内の借受実績が9千万円 以上である者	0.70	
付きリー ス 1 / 2 補助	堆肥保管施設リース 事業 (畜産農家・事業体) 堆肥センター		1.00 (0.50=1.00%の1/2相当)	

- 注1 洗浄機、室内衛生管理機器、内臓処理機、残毛処理機、冷蔵・冷凍車
- 注2 堆肥保管施設リース事業の料率欄における()は、同事業の補助率が1/2であるることを踏まえた、畜産農家・事業体の実質的な附加貸付料率です。
- 注3 譲渡価額(取得価額の10%)は附加貸付料計算から除外するため、実質上の附加貸 付料率は、更に低い率になります。
- 注4 上記の附加貸付料の他に、保証保険料(料率0.5%)及び動産総合保険料(貸付機械の種類に応じ、料率0.15%~0.38%)が必要です。ただし、生乳リース事業については、保証保険料及び動産総合保険料はかかりません。

貸付料等納入期限の厳守等について

平成26年4月18日(一財)畜産環境整備機構

貸付料等については、各借受・受託団体(以下「団体」という。)から 当機構に納付していただいているところですが、下記の点について、ご理 解とご協力を御願い致します。

記

1. 貸付料等の納入期限の厳守について

各団体から当機構への貸付料等の納付状況をみると、必ずしも納入期限(毎月末日)までに納付されておらず、当該期限を過ぎてから振り込まれることが常態となっている団体もあります。

納入された貸付料等は、新たな貸付の原資等となるものですので、貸付料等については、その納入期限を厳守していただきますようお願い致 します。

2. 貸付料等の明細報告書について

貸付料等の当機構への納入に際しては、平成23年度下半期から、毎月、未納等が発生した場合(=当機構からの請求額と貴団体の納付額に差が生じた場合)にあっては、貸付料等の納付期限までに貸付料等明細報告書をFax等により提出していただくようお願いしているところです。

当該報告書は、各団体ごとに、未納等が発生した場合に、その状況を明らかにしていただくもので、当機構は、これに基づき毎月の未納者及び未納額の確認等を行っているところです。

しかし、未だに、未納等が発生したにもかかわらず貸付料等明細報告書の提出のない団体や、指定の様式以外の書式で報告を行う団体が見受けられます。

つきましては、当該報告書の趣旨をご理解の上、未納等が発生した場合には、必ず別紙様式による報告を納入期限(毎月末日)までに提出されるようお願い致します。

貸付料等の明細報告書

(財)畜産環境類 管理・技術報	整備機構 部 経理担当者	様			
		受託・ 担当者 電話番			
			る貸付料等の納付 細を下記のとおり 記		貴機構の請求
1. 事業名					
2. 請求額	った貸付料等のオ	円 円	<u>納付金額</u> <u>納付先銀行</u> _即 細	等	<u>円</u> ——
借受者名	岱 什彩(笙)	の未納額	未納の理由	納入可能時期	備考
4. 請求のあ ⁻	った貸付料等以タ	トの納付り	明細		
借受者名			納付金額の内容	備	考
H				†	

(送付先) FAX 03-3459-6315 又はメール kawaguchi@leio.or.jp